

調布市 避難行動要支援者 避難支援プラン (総合計画)

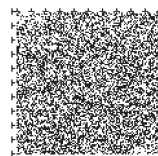


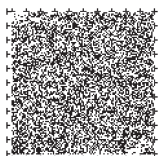
(令和 7 年 3 月改定)

調 布 市

計画書の各ページに、「音声コード (Uni-Voice)」を付しています。

「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることによって、音声で情報を得ることができます。





はじめに



東日本大震災以降近年においても、令和元年台風19号、令和6年能登半島地震など、全国で大規模災害が頻発しています。

このような自然災害による被害を軽減するためには、日頃からの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。

また、実際に災害が発生した際には、自らの命は自らが守る「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは、これまでの災害の経験から明らかになっています。また、特に障害者や高齢者等の災害時に支援が必要な方、いわゆる避難行動要支援者については、迅速に避難ができるよう地域での支援体制の構築が求められています。

最近の災害の状況に鑑み、令和3年5月に改正された災害対策基本法では、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

こうした状況を踏まえ、市は、令和6年12月に「調布市地域防災計画」を修正するとともに、個別避難計画の作成等について具体的な内容を定めるため、この度「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」を改定しました。

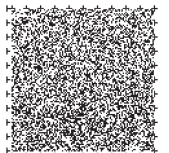
今後は、本計画に基づき、福祉関係団体や関係機関との連携により、避難行動要支援者への支援体制の強化等を図るとともに、地域で支え合う共助のまちづくりを一層推進して参りますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の改定に際しては、福祉関係団体や関係機関の方々と意見交換をさせていただくとともに、パブリック・コメントを通じて市民の皆様から広く御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました皆様に、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

令和7年3月

調布市長

長友貴樹



目次

第1章 総則

1 計画の策定に当たって	1
2 計画の位置付け	2
3 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者	3
4 調布市における避難行動要支援者の範囲	3
5 地域における支援体制の考え方	4
6 対象とする災害	5

第2章 避難行動要支援者名簿の作成と活用

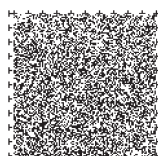
1 避難行動要支援者名簿とは	6
2 避難行動要支援者名簿の対象者	6
3 避難行動要支援者名簿の作成・提供・活用	7

第3章 個別避難計画の作成と活用

1 個別避難計画とは	14
2 個別避難計画の作成対象者	14
3 個別避難計画作成の取組方針	15
4 個別避難計画作成の基本的な流れ	17
5 個別避難計画の作成や共有に関わる関係者との連携	20
6 個別避難計画の様式と内容	21
7 個別避難計画の管理と更新	22
8 個別避難計画を活用した支援	23
9 個別避難計画と個別支援計画の関係性	23

第4章 市における避難支援体制

1 庁内体制の整備	25
2 平時からの取組	26
3 災害時の取組	27



第5章 地域における避難支援体制

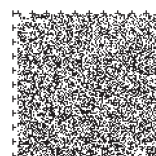
1 平時からの取組	30
2 災害時の取組	33

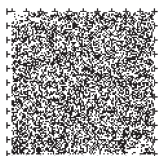
第6章 計画の推進

1 推進体制.....	34
2 周知・啓発.....	34
3 計画の見直し.....	34

参考資料

1 個別避難計画の様式.....	35
2 計画の策定経過.....	39
3 避難行動要支援者に関する根拠法令	41
4 避難所(震災時等指定避難所)一覧表.....	46
5 福祉避難所(二次避難所・震災時指定避難所).....	47
6 風水害時避難所(風水害時指定避難所).....	50
7 風水害時の移動避難に関して.....	52
8 避難所標識.....	53
9 災害時における要配慮者の主な特徴等	55





第1章 総則

1 計画の策定に当たって

(1) 計画の目的

近年、東日本大震災、令和6年能登半島地震、令和元年台風19号や集中豪雨等による都市型水害及び土砂災害など、全国で大規模災害が頻発しています。このような災害時の犠牲者の多くが高齢者や障害者である現状から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが一層重要となっています。

「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」（以下「避難支援プラン」という。）は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、市における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、地域の安全・安心を確保するため、要支援者の自助・地域の共助を基本として、要支援者への避難支援体制の整備を推進することを目的とします。

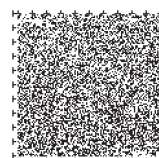
(2) 計画策定の背景

市は、地域における要支援者への避難支援体制の整備を推進するため、平成22年7月の「調布市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を皮切りに、「行動計画（住民編）」、「行動計画（庁内編）」を順次策定し、総合的に取組を進めて参りました。その後、平成25年6月の災害対策基本法の改正や調布市地域防災計画の修正に伴い、平成29年3月に3計画を再編・統合し、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しました。

(3) 計画改定の趣旨

令和元年台風19号による被害を踏まえ、国は、有識者会議において要支援者の支援における制度面の改善の方向を示しました。これを受けて、令和3年5月には災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「国取組指針」という。）が改定されました。

市は、こうした国の動向に対応するとともに、上位計画である調布市地域防災計画に定めた要支援者の支援における取組を具体化するため、避難支援プランを改定します。

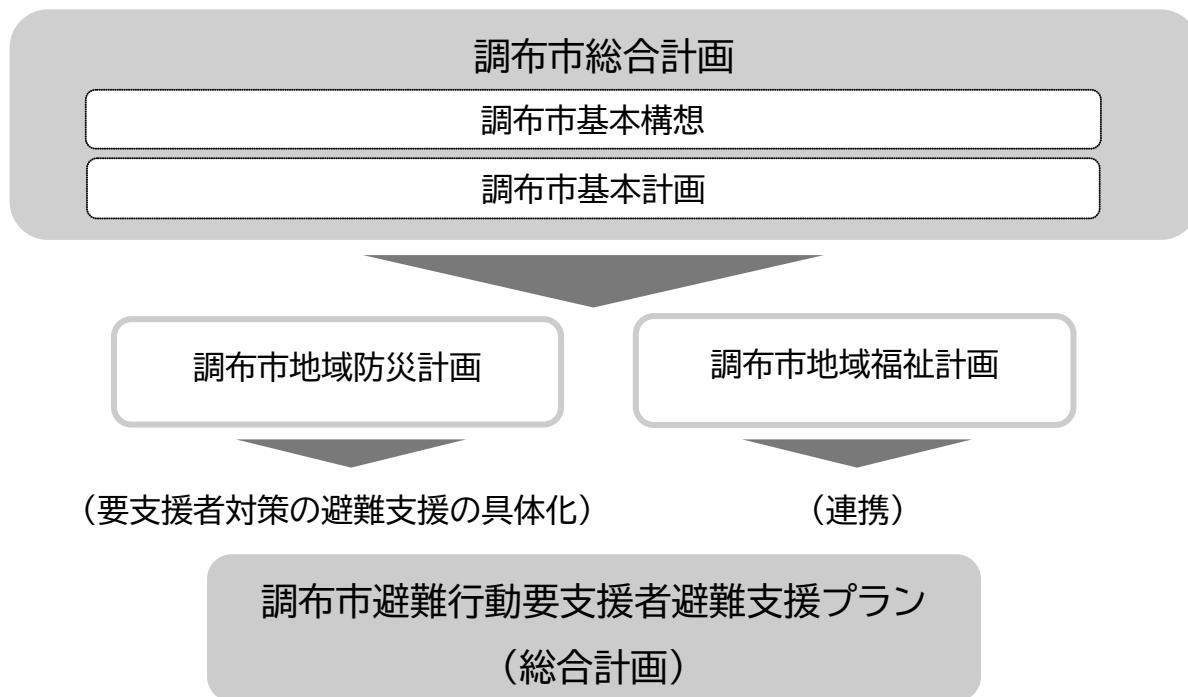


2 計画の位置付け

避難支援プランは、調布市総合計画を最上位の計画としながら、調布市地域防災計画の要支援者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものです。

また、地域における支え合いの仕組みづくりの観点から、調布市地域福祉計画と連携します。

【計画の体系図】



調布市地域防災計画と避難支援プランとの関係

(調布市地域防災計画において特に避難支援プランとの関わりが深い箇所)

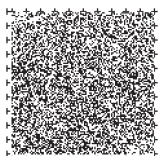
震災編 「第2部第9章第5節 2 避難行動要支援者への支援体制の整備」

風水害編「第2部第6章第3節 1 調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)の推進」

(調布市地域防災計画に記載されている内容(抜粋))

調布市では、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」を策定し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備等を推進しています。

そのため、避難行動要支援者への支援体制の整備等についての基本となる事項をこの地域防災計画に定め、避難行動要支援者の支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項等の詳細や避難行動要支援者の支援に必要なその他の事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に定めます。



3 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者

避難支援プランでは、災害対策基本法を踏まえて、要支援者等について以下のとおり、用語を定義しています。

【用語の定義】

	用語	定義
1	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。
2	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者
3	避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

4 調布市における避難行動要支援者の範囲

国取組指針では、高齢者や障害者等の避難能力について、以下の点に着目して判断することを想定しています。

- ・ 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ・ 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ・ 避難行動をとる上で必要な身体能力

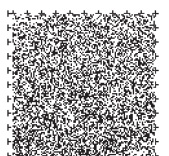
また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るものであることとしています。

これらを踏まえて、市における要支援者の範囲については、調布市地域防災計画で次のとおり定めています。

【避難行動要支援者の範囲】

高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋



5 地域における支援体制の考え方

災害から身を守るためには、なによりもまず、市民一人ひとりが普段から災害に備え、災害時に適切な対応と行動をとること(自助)が大切です。次に、被害の状況に応じて、救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所をはじめとした地域における初動の取組(共助)が求められます。

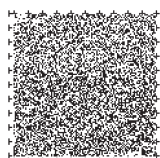
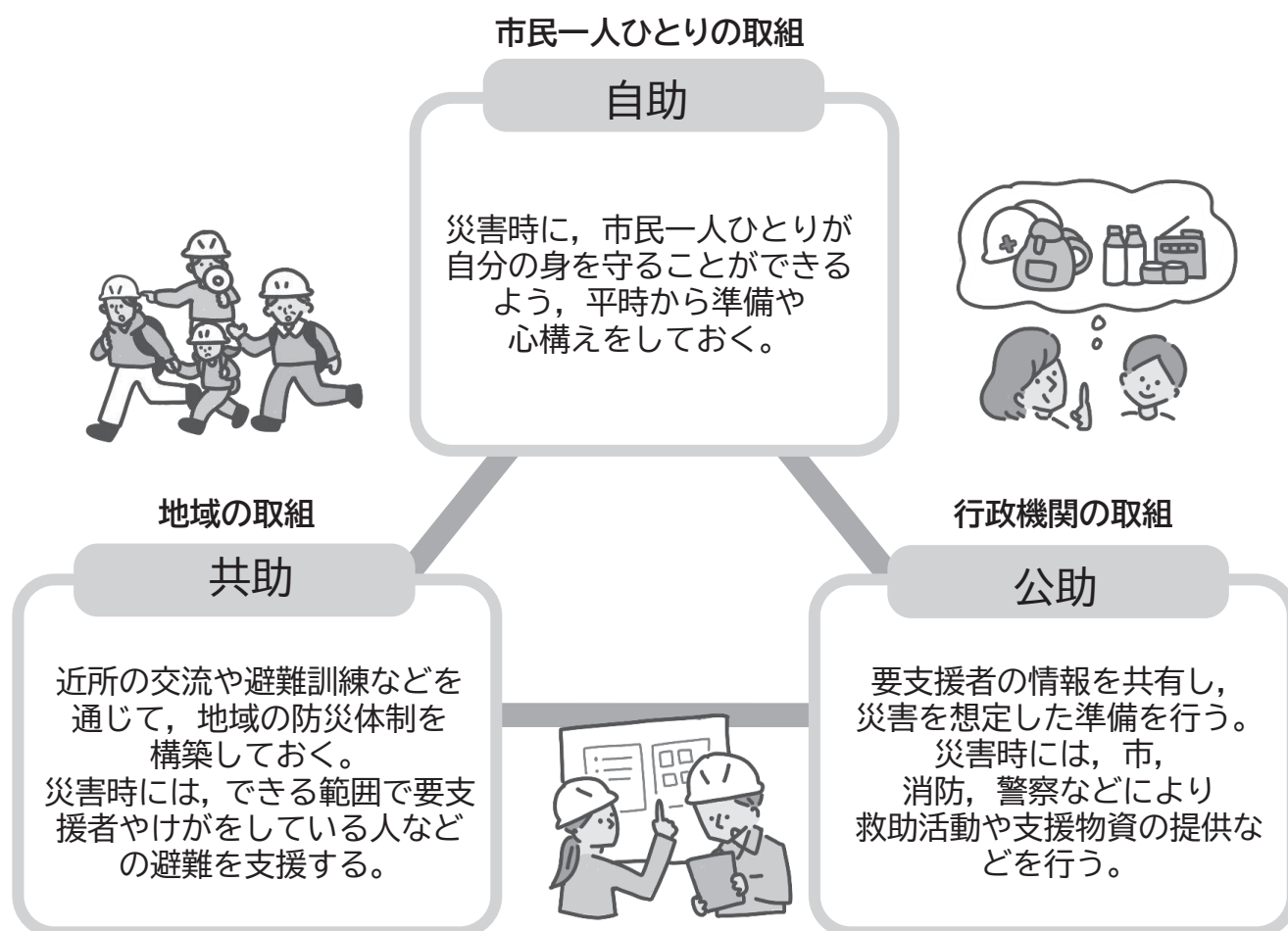
一方で、大規模災害時には、行政機関による救援体制(公助)が整うまでに時間を要することも想定されます。

そのため、この計画では、平時から、要支援者やその家族等も含めて、一人ひとりができる範囲で災害時の備えに取り組むことをはじめ、避難支援等関係者に市が避難行動要支援者名簿を提供することや、個別避難計画の作成を推進することなどを通じて、地域における自助・共助の輪を広げていきます。

また、市は自助の啓発や共助の体制づくりの支援について取り組み、災害時の自助・共助・公助の連携を図ります。

【自助・共助・公助の取組】

(自助・共助・公助がそれぞれの役割を発揮していけるよう、平時から取り組みます。)

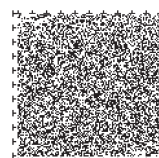


6 対象とする災害

避難支援プランは、災害対策基本法第2条第1項に定義されている「災害」を対象とします。

災害の定義

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいいます。(災害対策基本法第2条第1項)



第2章

避難行動要支援者名簿の作成と活用

1 避難行動要支援者名簿とは

市は、災害対策基本法に基づき、要支援者について、避難の支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しています。

また、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、同意を得られた方の名簿情報については、平時から避難支援等関係者に提供し、日頃からの交流を通じた、災害に対する助け合いの体制づくりを推進しています。

2 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象者は、調布市地域防災計画で次のとおり定めている要支援者としてします。

【避難行動要支援者の範囲】 ※再掲

高齢者

- ① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者
- ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居家族が75歳以上の者
- ③ 介護認定区分が要介護3～5の者

障害者

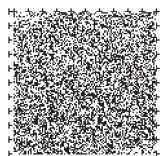
- ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 愛の手帳の交付を受けている者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者

その他支援を必要とする者

自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

※ なお、社会福祉施設の入所者や病院の長期入院患者については、これらの施設の施設管理者等が水防法等に基づく避難確保計画を、社会福祉施設入居者については、施設の管理者等が介護保険法等に基づく非常災害対策計画を作成することとされていることから、避難行動要支援者名簿の対象外とします。



3 避難行動要支援者名簿の作成・提供・活用

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、災害対策基本法に基づき、要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部署で把握している高齢者や障害者等の情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成します。

また、避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりです。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別
- ・ 住所又は居住地 ・ 世帯主名 ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項
- ・ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
(例:緊急連絡先, 避難支援等関係者の氏名, 住所, 連絡先)

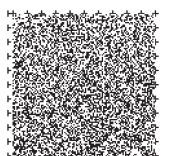
「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

(2) 要支援者に対する同意確認の実施

避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供するため、要支援者本人に同意確認を行います。

この同意確認では「地域組織による支援の必要性」及び「避難支援等関係者への個人情報提供」などについて、要支援者の意向を確認します。要支援者は、同意又は不同意のいずれかの意思表示を行い、同意確認書に署名のうえ、市に返送します。なお、身体状況などにより要支援者本人が同意確認書に記入及び署名することが困難な場合は、要支援者の家族などが代理で記入及び署名します。

また、同意確認書には、避難支援における留意事項など、要支援者から避難支援等関係者に対して事前に伝えたい連絡事項についても記載します。

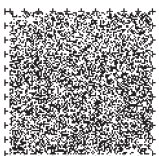


災害発生時の情報提供について

災害発生時には、災害対策基本法第49条の11第3項に該当する場合、市は保有している要支援者（不同意者を含む。）に関する情報を安否確認・避難誘導・救助救出・救急援護などの必要に応じて、防災関連機関や地域組織などに開示するものとします。

（災害対策基本法第49条の11第3項）

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。



(3) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害の発生に備え、本人の同意が得られた要支援者の情報を取りまとめ、提供用の避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対して事前に提供します。

事前に避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者については、調布市地域防災計画で次のとおり定めています。

【事前に名簿を提供する避難支援等関係者】

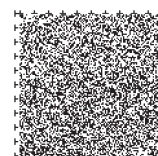
避難支援等関係者	
a	調布警察署
b	調布消防署
c	調布市社会福祉協議会
d	調布市の民生委員・児童委員
e	調布市消防団
f	調布市内の防災市民組織
g	調布市内の自治会・地区協議会・自治会連合協議会・マンション管理組合
h	a から g までに掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める者

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

「事前に名簿を提供する避難支援等関係者」のうち、d から g への名簿の提供は、管理・担当・管轄している地域のみとし、f 及び g に提供する名簿に掲載する者の範囲は、市と締結する協定に規定します。

また、地域組織との協定締結等の流れについては、以下のとおりです。

【地域組織との協定締結等の流れ】



(4) 避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の管理と更新

ア 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿は、避難支援を行ううえで不可欠ですが、市民の個人情報であるため、厳密な管理が求められます。避難支援等関係者に対し、市は、個人情報保護に関する説明を行ったうえで、名簿の個人情報の取扱いなどについても、適正な管理が行われるようにしています。

そのため、市と地域組織との間で締結する協定では、避難行動要支援者名簿の個人情報の漏えいを防止するため、適切に管理すること、避難支援以外の目的に使用しないこと、複写しないこと、外部に提供しないことなどの遵守事項を定めています。

また、地域組織においては、「名簿管理責任者」を定め、「調布市避難行動要支援者名簿管理責任者届」を市に届け出ることとします。名簿管理責任者は、原則として協定を締結する団体の代表者とし、名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名などに変更があった場合も、同様に届け出るものとします。

市は、名簿管理責任者に、避難行動要支援者名簿を紙媒体で提供し、名簿管理責任者は、施錠できる書庫などに名簿を保管します。

イ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿について年1回を目安に更新します。地域組織は、新しい名簿の提供と引き換えに、古い名簿を市に返還します。

(5) 避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の活用等

ア 避難行動要支援者名簿を活用した支援

災害から身を守るためには、平時から一人ひとりができる範囲で災害時の備えに取り組むことが重要です。避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿の情報をもとに、平時及び災害時において、地域の実情等に応じて、要支援者に対する支援の取組を実施します。

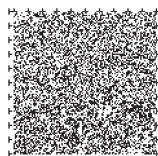
平時の取組(例)

- 要支援者やその家族等に対する事前の備えの啓発
- 要支援者への訪問・交流
- 要支援者と近隣住民や地域等との交流の促進

災害時の取組(例)

- 要支援者への避難情報などの伝達
- 要支援者の安否確認
- 要支援者に対する避難誘導

※ 地域での支援活動については、「第5章 地域における避難支援体制」も参照



イ 避難支援等関係者の安全確保

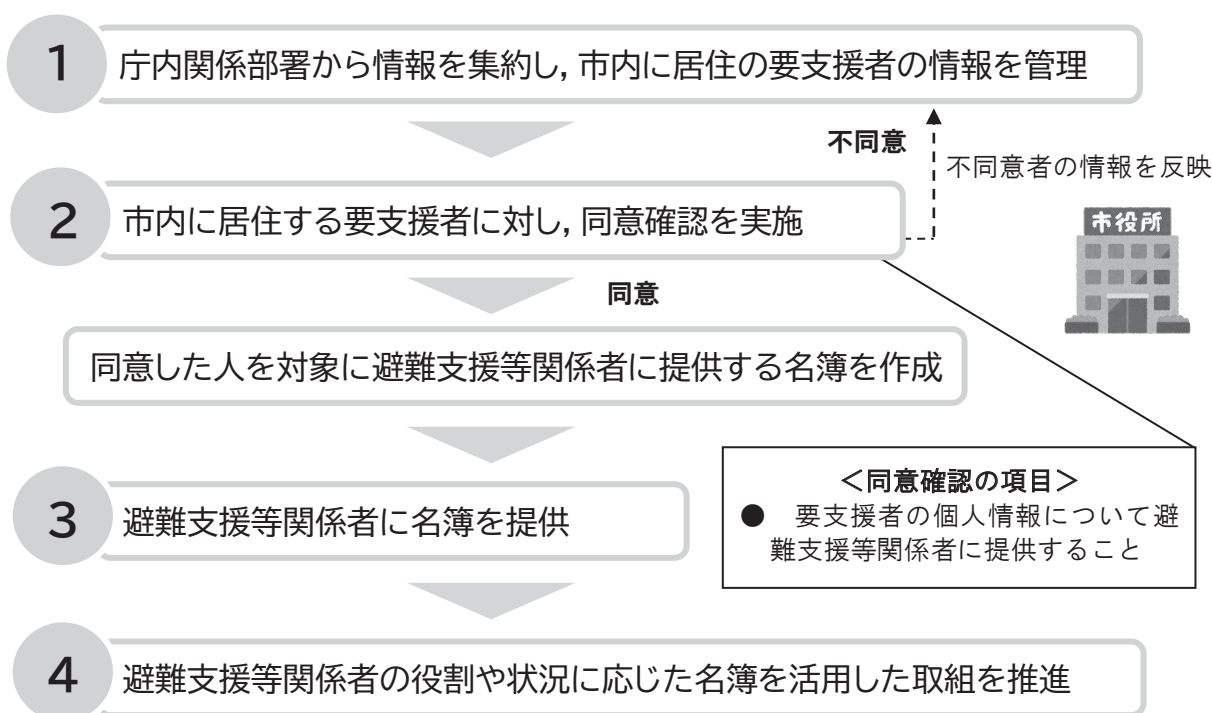
避難支援等関係者による要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等が生命、身体の安全を確保したうえで、可能な範囲で要支援者に対する支援を行うものとしします。

また、市は、避難支援等関係者、要支援者等に対して、災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではなく、助けられない可能性もあることについて周知し、理解を得るよう努めます。

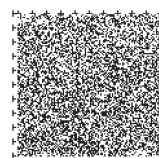
ウ 避難行動要支援者名簿の活用の範囲

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法及び調布市地域防災計画に基づき作成するものであり、要支援者に対し、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な事態のみに活用します。

【「避難行動要支援者名簿」提供から活用までの流れ】



※ 図表内では、「避難行動要支援者名簿」は「名簿」の略称で表記しています。



(6) 地域組織による要支援者の支援

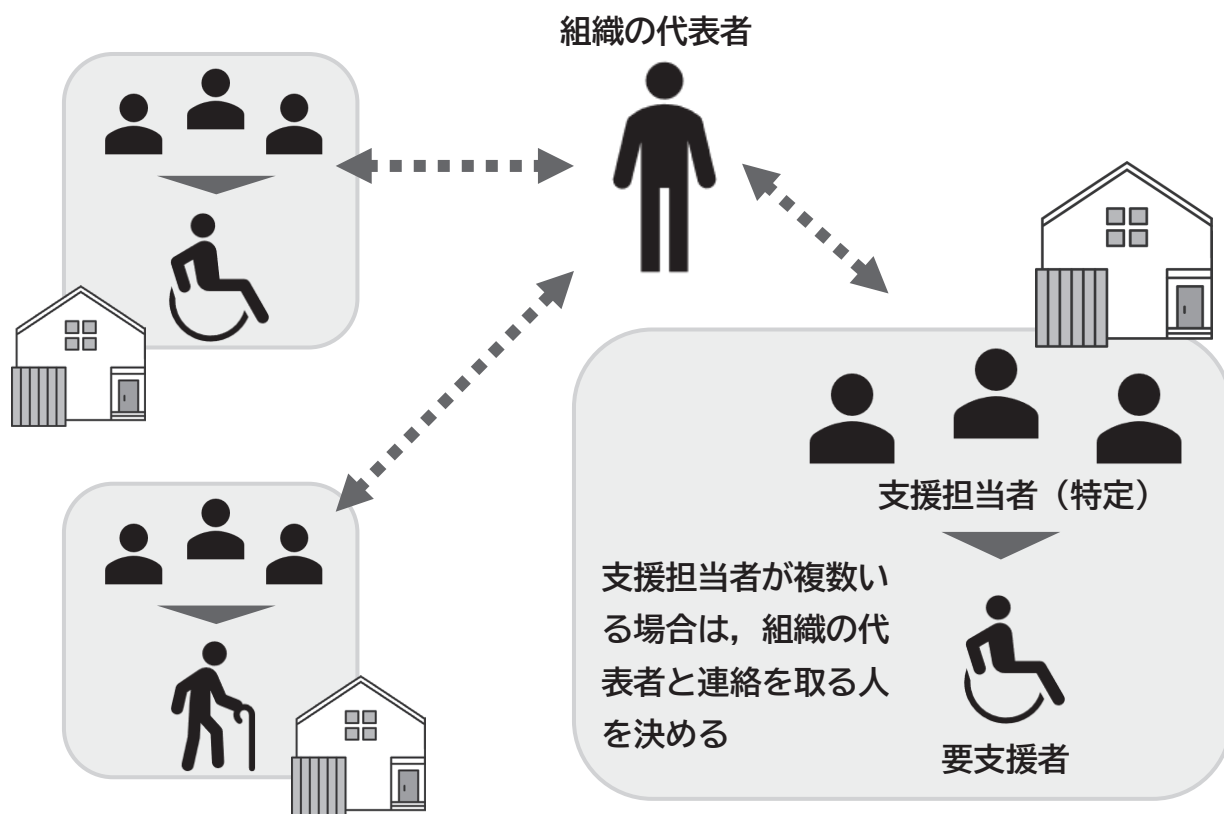
ア 要支援者の支援方法

地域組織による要支援者の支援においては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域組織の中で支援方法や支援担当者を検討し、決定していきます。

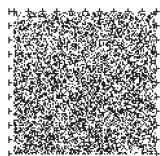
調布市は、市内でも地域によって年齢構成や地形、住宅の形態(戸建・集合など)、住宅の密集度など、その特性は様々であり、また、地域によって住民の関わり方も異なるため、支援方法も地域の状況に即したものにしていける必要があります。

そのため、それぞれの地域の特性や実情に応じた支援体制を推進するため、地域組織の支援の参考として、支援の基本パターンを次のとおり示します。

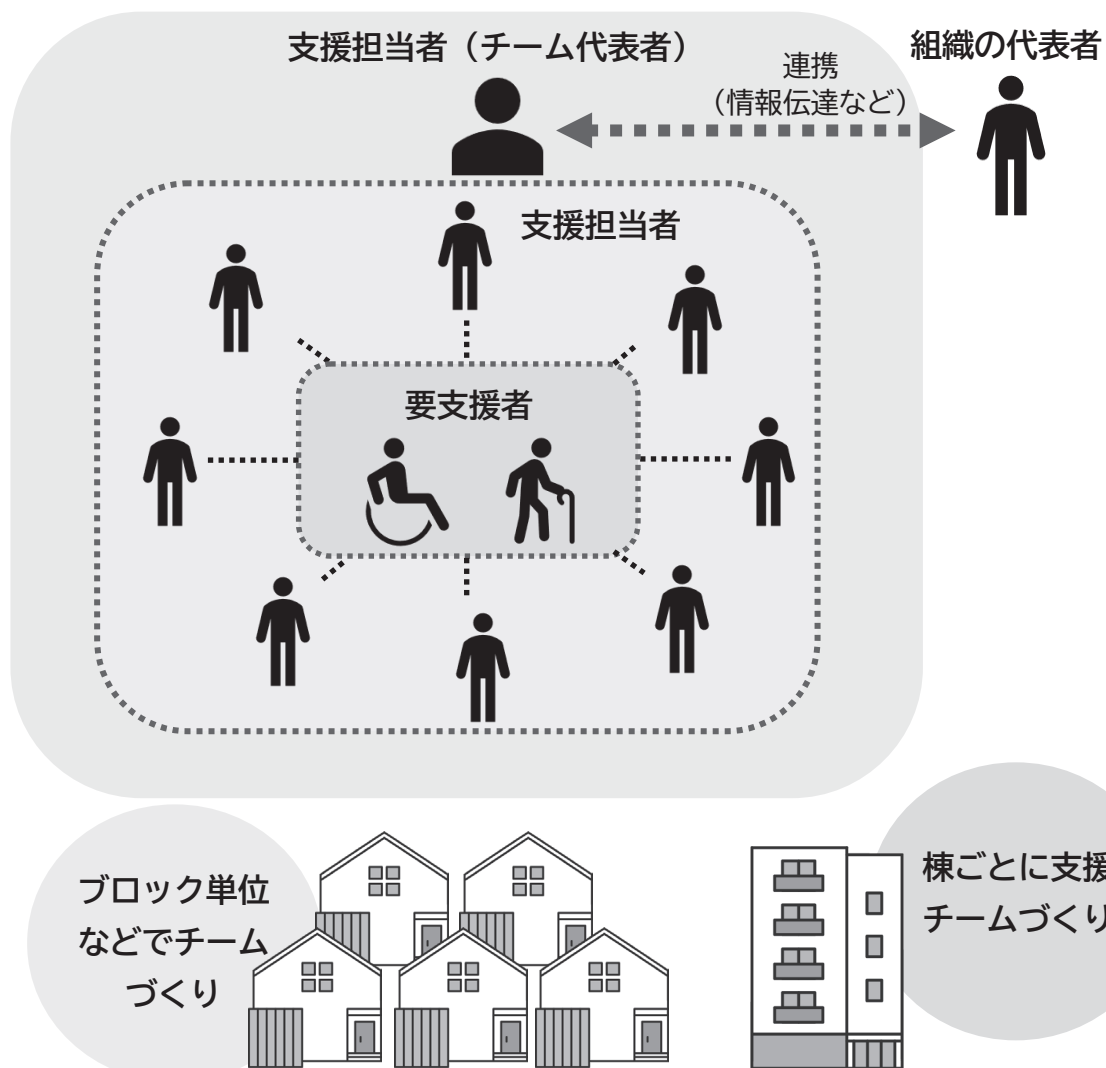
【パターン① 支援担当者を決めて支援(支援担当者特定型)】



1人の要支援者に対して、特定の支援担当者を決めて支援する方法です。
要支援者が比較的、散在する地域などに有効な方法です。一方で、支援担当者がある程度確保する必要があります。



【パターン② チーム支援(チーム対応型)】



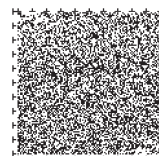
複数の要支援者の住居をひとまとまりの区分とし、それぞれの区分をチームで支援する方法です。集合住宅や住宅街などで、要支援者がある程度まとまっている場合などに有効な方法です。

集合住宅では棟単位、住宅地ではブロック単位などで支援チームを作り、そのチームを総括するチーム代表者を置きます。

イ 災害時の支援

災害時は、地域や住まいの特性によって、避難が必要となる場合と自宅などで様子を見た方がよい場合など、状況によって対応が異なることが想定されます。

このため、支援担当者は、要支援者の状況や市からの情報を踏まえて、可能な範囲で要支援者の安否確認や情報提供を開始することとします。



第3章 個別避難計画の作成と活用

1 個別避難計画とは

(1) 個別避難計画の概要

個別避難計画とは、災害に備え、要支援者一人ひとりが「どこに」「誰と」「どの様に」避難するかをあらかじめ確認し、記載した計画のことをいいます。

個別避難計画の作成を通して、災害時等に要支援者が迅速かつ円滑に避難できるように備えるとともに、要支援者本人やその家族、関係者も含めて災害対応への意識を醸成し、日頃からの共助の体制強化を図ります。

(2) 個別避難計画作成の背景と意義

東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

それらの教訓から、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の要支援者について避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務となりました。

その後、避難行動要支援者名簿の作成は進みましたが、近年においても、なお高齢者や障害者が犠牲となる災害が発生しております。こうした状況を踏まえ、災害時の避難支援等の実効性を高めることを目的に令和3年5月に災害対策基本法が改正され、要支援者一人ひとりに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

(3) 個別避難計画の対象範囲

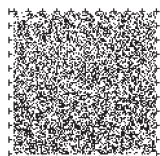
個別避難計画の記載内容は、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、「支援者に関する情報」及び「避難先や避難経路に関する情報」等となります。そのため、個別避難計画の対象範囲は、日頃からの共助の体制強化に加え、主に災害の発生時から避難するまでの計画として活用します。

また、避難した後の生活や被災者の生活支援等については、調布市地域防災計画に定めていることから、これに基づき行います。

2 個別避難計画の作成対象者

調布市避難行動要支援者名簿に登載されている方が、個別避難計画の作成対象者であり、本人の同意のうえで個別避難計画を作成します。

※ 「調布市避難行動要支援者名簿」については、第2章に詳細を記載しています。



3 個別避難計画作成の取組方針

(1) 個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲

国取組指針においては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に計画が作成されるよう、市町村が「地域におけるハザードの状況(災害発生時における危険度)」や「当事者の心身の状況(情報取得や判断、避難等への支援が必要な程度)」等を考慮し、計画作成の優先度が高い方から作成を推進する旨、方針が示されています。

そのため、市は、国取組指針等を踏まえ、「地域におけるハザードの状況」や「当事者の心身の状況」等を考慮し、要支援者のうち、以下のア、イ、ウのいずれにも該当する方を計画作成の優先度が高い方と設定し、個別避難計画の作成を推進します。

ア 当事者の心身の状況

心身の状況が以下の要件のいずれかに該当する者

高齢者	・ 介護認定区分が要介護4又は5の者
障害者	・ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者 ・ 愛の手帳1度又は2度の交付を受けている者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

イ 地域におけるハザードの状況

居住地が「調布市洪水ハザードマップ」で以下のいずれかに該当する者

風水害	・ 「浸水想定区域」に該当する ・ 「土砂災害警戒区域」や「急傾斜地崩壊危険箇所」に該当する ・ 「家屋倒壊等氾濫想定区域」に該当する
-----	---

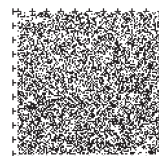
ウ 独居等の居住実態

世帯状況が以下のいずれかに該当する者

独居	・ 単身世帯
同居世帯	・ 75歳以上の高齢者又は「ア 当事者の心身の状況」の要件に該当する者のみで構成されている世帯

調布市のハザードの状況について

市内には一級河川として、多摩川、野川、仙川の3流域があります。市は、台風等による風水害の被害の状況を踏まえ、市の洪水ハザードマップ等に基づき、個別避難計画作成における優先度を設定しています。

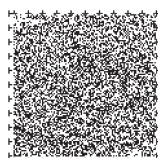
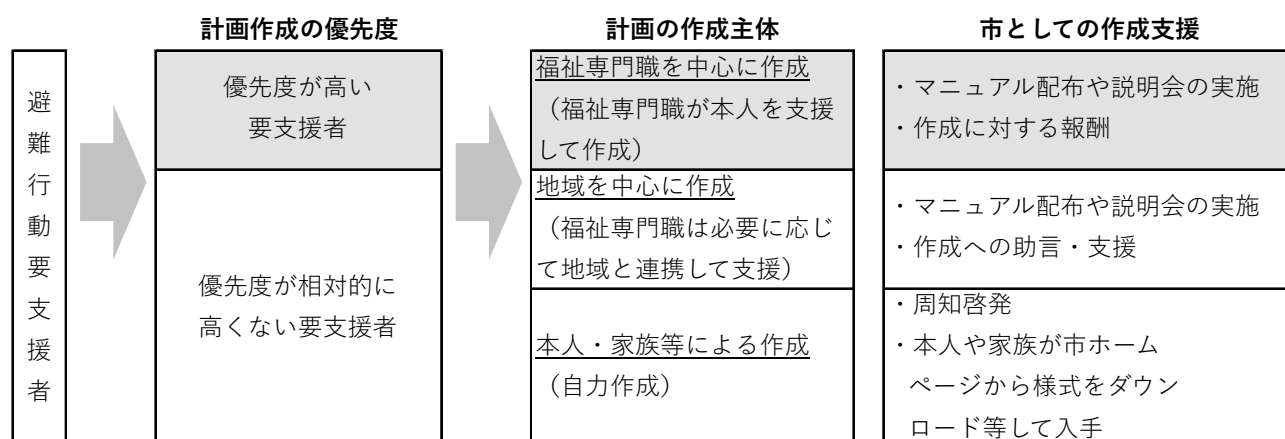


(2) 個別避難計画作成の推進体制における基本的な考え方

市は、個別避難計画作成の優先度が高い要支援者に対しては、市が主体となり、介護保険サービスや障害福祉サービスの事業者等の福祉専門職と連携しながら、個別避難計画の作成を推進します。

また、個別避難計画作成の優先度が相対的に高くない要支援者については、本人やその世帯の状況等を踏まえて、地域の支援によるほか、本人・家族等の自らが、必要に応じて個別避難計画を作成することとします。

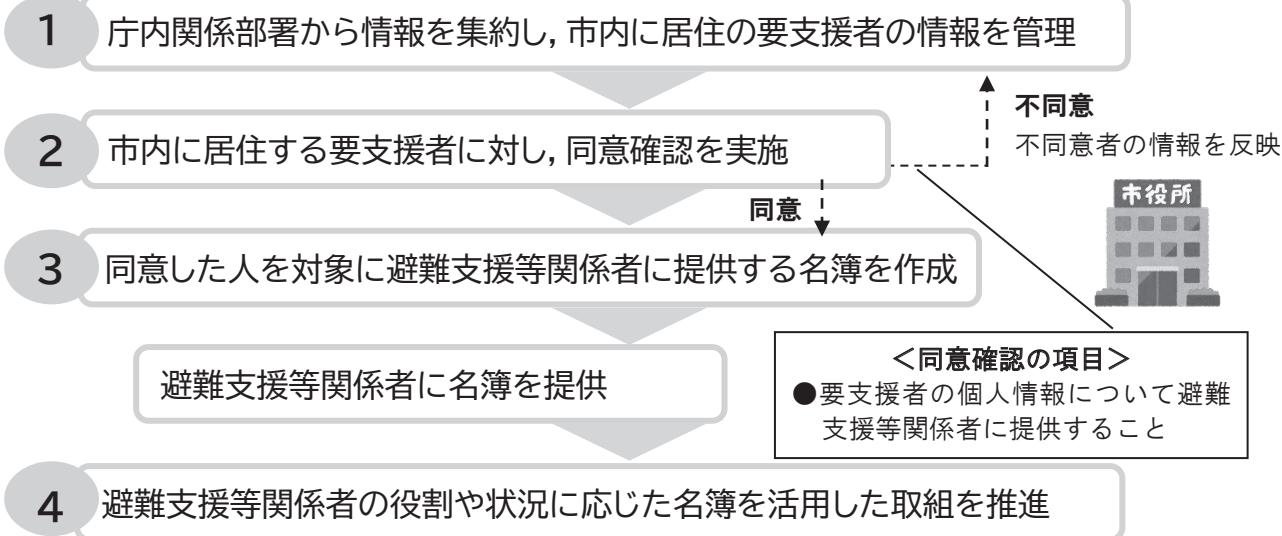
なお、原則として、「優先度が高い要支援者の計画の作成は福祉専門職を中心に行い」、「優先度が相対的に高くない要支援者の計画作成は本人・家族等を中心に行う」ことを想定していますが、優先度が高い要支援者であっても本人・家族等で作成が可能である場合には、本人・家族等を中心に作成し、福祉専門職や地域は必要に応じて支援を行うことも想定されます。



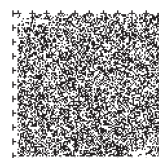
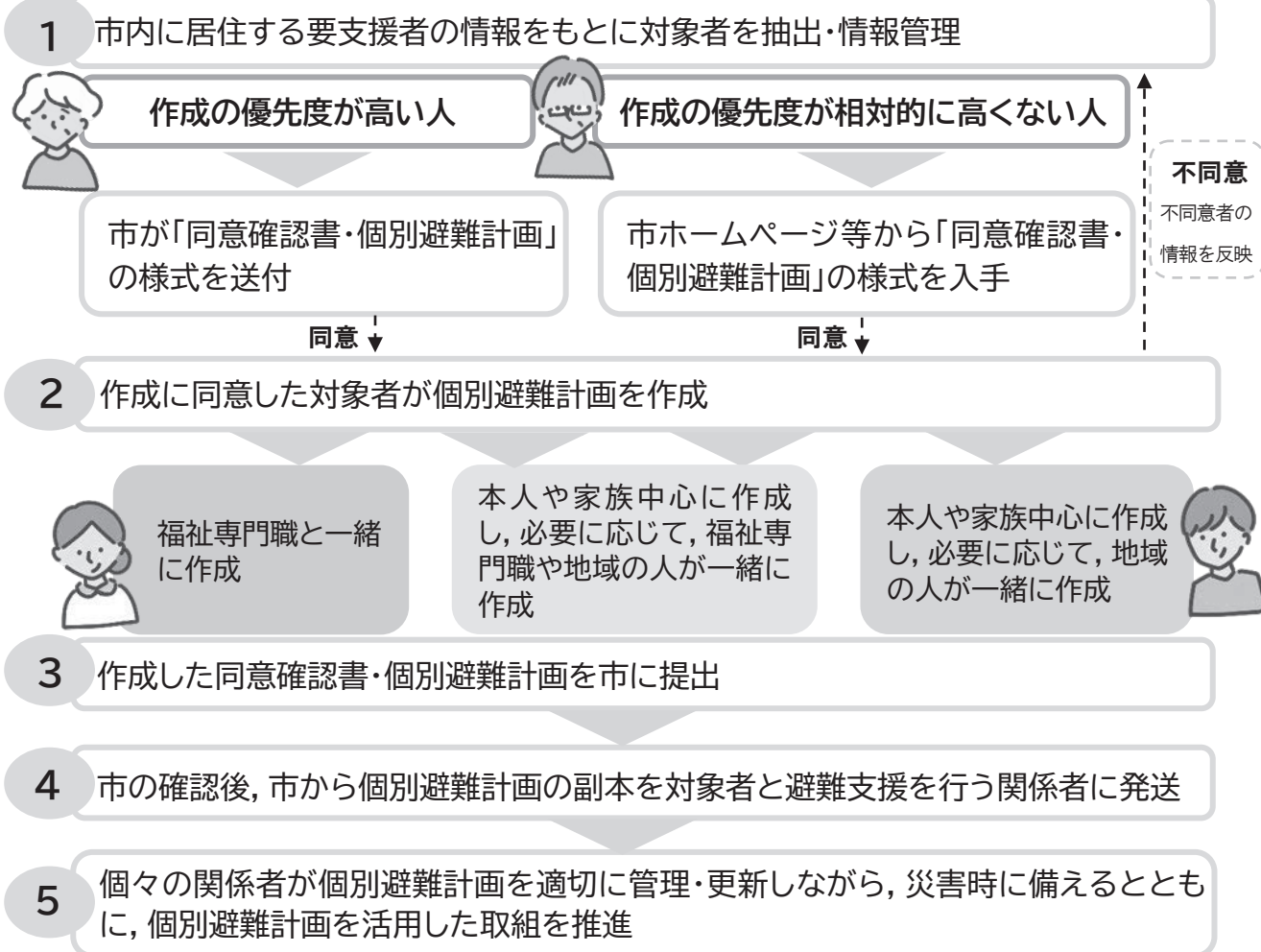
4 個別避難計画作成の基本的な流れ

個別避難計画作成の基本的な流れは、以下のとおりです。

【「避難行動要支援者名簿」提供から活用までの流れ】



【「個別避難計画」の作成から活用までの流れ】



ステップ 1 「同意確認書・個別避難計画」の送付

市内に一人で住む高齢者の A さんは、避難行動要支援者名簿に登載されており、個別避難計画作成の優先度が高い対象者です。市から、A さんを含む個別避難計画作成の対象者に対して「同意確認書・個別避難計画」の様式が届きます。



ステップ 2 個別避難計画の作成

A さん（一人暮らし）は、個別避難計画の作成に同意し、作成することにします。

A さんの場合は、A さんだけの作成が難しいため、市から A さんの担当ケアマネジャーが在籍する事業所に個別避難計画の作成を依頼します。

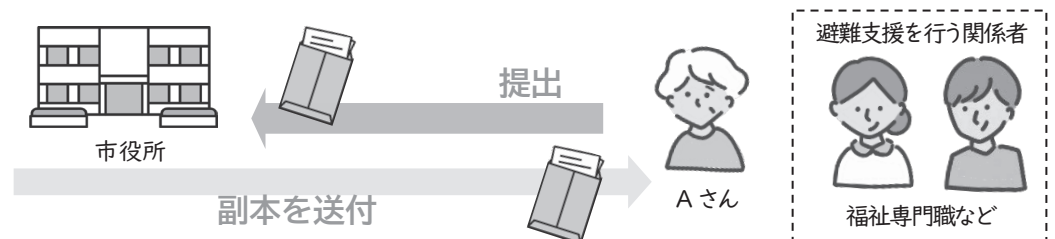
A さんの担当ケアマネジャーは、A さんの意向や必要な支援、地域との関わりの状況等を確認しながら、A さんの避難支援を行う人を検討し、一緒に作成します。



ステップ 3 個別避難計画の提出

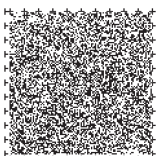
A さんの担当ケアマネジャーは、完成した個別避難計画を市に提出します。

市は内容を確認し、A さんや、A さんの避難支援を行う関係者に個別避難計画の副本を送付します。



ステップ 4 個別避難計画の保管・活用

A さん（作成対象者）及びその家族と避難支援を行う関係者は、個別避難計画（副本）を手元に保管し、災害時に備えるとともに、計画を活用した取組を推進します。



ステップ 1 個別避難計画の作成

Bさんと家族(妻)は、計画の作成をすることにします。

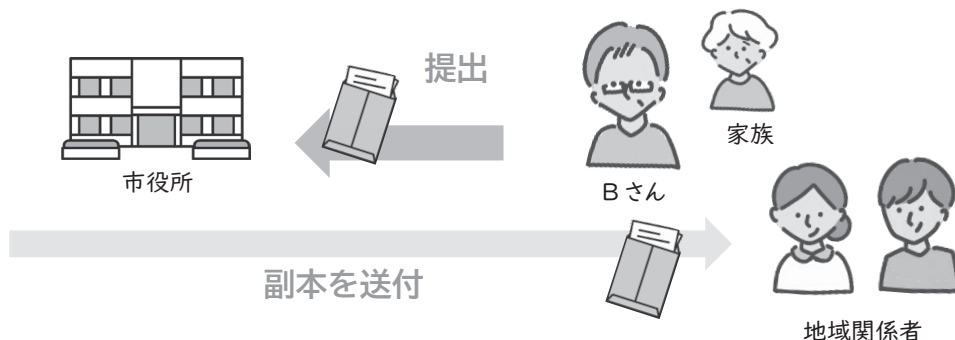
Bさんの場合は、Bさんと家族だけでの避難が難しいため、地域の人に相談し、避難支援をお願いしました。

Bさんと家族は、支援をお願いした地域の人と一緒に、必要な支援等を確認しながら計画を作成します。



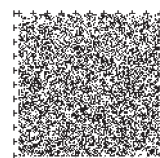
ステップ 2 個別避難計画の提出

Bさんは完成した個別避難計画を市に提出します。市は内容を確認し、Bさんや、Bさんの避難支援を行う関係者に個別避難計画の副本を送付します。



ステップ 3 個別避難計画の保管・活用

Bさんと家族や、Bさんの避難支援を行う関係者は、個別避難計画(副本)を手元に保管し、災害時に備えるとともに、計画を活用した取組を推進します。



5 個別避難計画の作成や共有に関わる関係者との連携

(1) 個別避難計画の作成に関わる関係者との連携

個別避難計画の作成は、原則として本人やその家族等が中心となって、本人の意向を踏まえながら、避難を支援する方と一緒に作成します。

また、国取組指針では、作成に支援が必要な場合は、要支援者と普段から関わりのある方、特に福祉専門職の参画が重要としています。

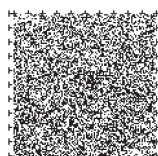
そのため、市は、国取組指針等を踏まえ、個別避難計画の作成に関わる関係者として、次のように想定しています。

【個別避難計画の作成に関わる関係者】

対象者	福祉専門職	地域関係者
高齢者	●主たる作成支援の関係者 ケアマネジャー(介護支援専門員) ○連携しうる主な関係者 訪問看護・在宅医療等の関係者 地域包括支援センター 対象者が利用している上記以外の介護保険サービス事業者	●主たる作成支援の関係者 市と名簿提供に係る協定を締結した以下の地域組織※ 自治会 防災市民組織 マンション管理組合
障害者	●主たる作成支援の関係者 相談支援専門員 ○連携しうる主な関係者 障害者相談支援事業所 訪問看護・在宅医療等の関係者 対象者が利用している上記以外の障害福祉サービス事業者	○連携しうる主な関係者 民生委員・児童委員 調布市社会福祉協議会

市は、様々な場面で上記の福祉専門職や地域関係者の協力が得られるよう、協力関係の構築に努めていきます。

※「避難行動要支援者名簿の提供に係る協定」については、第2章に詳細を記載しています。



(2) 個別避難計画の提供を受ける避難を支援する関係者との連携

市は、個別避難計画の副本を作成し、本人と個別避難計画に記載された避難支援を行う関係者に対して送付し、共有することで、災害に備えます。

加えて、地域福祉を推進する観点から、避難支援等関係者のうち調布市社会福祉協議会に個別避難計画を提供し、地域の共助の取組を支援します。

また、国取組指針では、個別避難計画の作成について福祉専門職の参画が重要としていることを踏まえて、市は、支援者(避難支援等実施者)においても福祉専門職や福祉サービスを提供する事業者などの協力を得ていくことが重要であると考えています。

そのため、様々な場面でこうした福祉専門職などの協力が得られるよう、協力関係の構築に努めていきます。

※「避難支援等実施者」とは、個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいいます。

※ 個別避難計画の管理と更新の詳細は、「7 個別避難計画の管理と更新」も参照

6 個別避難計画の様式と内容

個別避難計画には、下記の情報等を記載する必要があります。

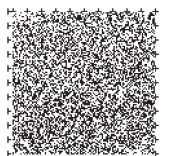
【個別避難計画の記載事項】

- ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別
- ・ 住所又は居住地 ・ 世帯主名 ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- ・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
- ・ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

「調布市地域防災計画[本冊](令和6年修正)」から抜粋

そのため、市は、「調布市個別避難計画」として「参考資料」に様式を定めています。様式は主に以下の3つで構成されています。

- ・ 基本事項:本人の基本情報を記入するもの
- ・ 地震の避難計画:大地震に備えるための避難計画
- ・ 風水害の避難計画:大雨や台風等の風水害に備えるための避難計画



7 個別避難計画の管理と更新

(1) 個別避難計画の管理

個別避難計画には、対象者本人の氏名、住所、身体的状況等のほか、家族や避難支援等実施者の大切な個人情報に記載されており、厳重に取り扱う必要があります。

そのため、個別避難計画情報の提供を受けた支援者は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されることから、提供された個人情報を目的外に利用しないことに留意するほか、個別避難計画(副本)の適切な管理や、情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底しなければなりません。

個別避難計画の取扱いについて留意するポイント

個別避難計画の取扱いについて、留意すべき主なポイントは、以下のとおりです。

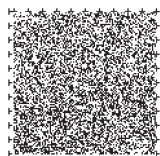
- 災害時等にすぐに確認できる場所に保管する。
(ただし、関係者以外が閲覧できないよう、施錠可能な場所を選ぶ)
- 守秘義務を遵守し、目的外の使用はしない。
- 情報の取扱いに注意し、複写しない。
- 不要となった個別避難計画は、市役所(担当課)に返却するか、シュレッダーで裁断処理するなどして適切に破棄する。
- 避難を支援する者に想定されていた人が、何らかの理由で避難支援が不可能になった場合は、速やかに対象者本人に申し出る。



(2) 個別避難計画の更新

市は、個別避難計画に関する情報については、関係部署と連携し、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するよう努めます。

また、当事者の心身の状況の変化などにより、計画内容を見直す必要が生じた場合は、計画の更新を行います。



8 個別避難計画を活用した支援

災害から身を守るためには、平時から災害時の備えに取り組むことが重要ですが、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などは、要支援者一人ひとりの特性に応じて異なります。

個別避難計画の提供を受けた支援者は、計画に記載された情報をもとに、平時及び災害時において、要支援者の心身の状況に応じた支援の取組を実施します。

平時の取組（例）

- 計画に記載された避難方法の確認
- 災害時の安否確認や避難誘導に関わる関係者間での役割分担や手順の確認
- 個別避難計画を活用した訓練

災害時の取組（例）

- 要支援者の状況に応じた情報提供
- 要支援者の安否確認
- 要支援者に対する避難誘導

※ 地域における支援活動については、「第5章 地域における避難支援体制」も参照

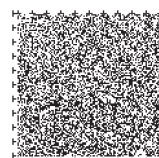
※ 要支援者の避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項については、「参考資料 9 災害時における要配慮者の主な特徴等」も参照

9 個別避難計画と個別支援計画の関係性

市はこれまで、改定前の避難支援プランにおいて、地域組織と連携して、「個別避難計画」に類する計画として、「個別支援計画」を作成してきました。

そのため、市は、従来から作成をしてきた「個別支援計画」について、国取組指針※を踏まえて、避難支援プランに基づき、引き続き地域組織と連携しながら、「個別避難計画」として必要な事項を補記するなどして、取組を推進していきます。

※ 国取組指針では、令和3年5月の災害対策基本の改正により作成された「個別避難計画」と改正法施行前に作成された「個別避難計画」に類する計画の関係性は、当該「個別避難計画」に類する計画が改正法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り「個別避難計画」とすることとし、内容に不足がある場合には、必要な事項を追記して「個別避難計画」として扱う考え方が示されています。



避難行動要支援者名簿・個別避難計画の関係性のイメージ

調布市

【避難行動要支援者名簿】

市の関係部署で把握している高齢者や障害者等の要支援者情報を集約した名簿

- ・市内の要支援者に対し、避難支援等関係者への情報提供に係る同意確認を実施し、提供用の名簿を作成する。
- ・名簿は原則1年に一度更新し、避難支援等関係者に提供をする。

（個別避難計画の作成）

- ・市は、避難行動要支援者名簿の情報をもとに、個別避難計画の作成に努める。
- ・個別避難計画作成の優先度が高い要支援者から段階的に作成を推進する。

【個別避難計画】

要支援者ごとに避難支援等を実施するため、避難先や避難支援等実施者などを記入した計画

- ・原本を市で保管し、副本を本人、避難支援を行う関係者に提供する。
- ・要支援者の状況の変化等、必要に応じて計画の見直し、更新を行う。

支援者

【避難支援等関係者】

消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、マンション管理組合等

- ・地域組織や地域の実情に応じて、名簿に記載された要支援者に対する支援の取組(避難訓練、連絡網の作成)を実施し、災害に備える。

【個別避難計画作成に関わる関係者】

- ・個別避難計画作成の優先度が高い要支援者の計画については、福祉専門職と一緒に作成する。
- ・個別避難計画作成の優先度が相対的に高くない要支援者の計画についても、本人、家族、地域住民、必要に応じて福祉専門職の協力を得て作成を推進する。

【避難支援等実施者】

個別避難計画に記載された避難支援等実施者(福祉専門職や福祉サービスを提供する事業者、家族、地域住民等)

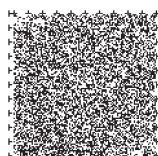
- ・計画に基づき、要支援者の特性や状況に応じて、平時から避難訓練(避難誘導や安否確認)を実施し、災害に備える。

名簿情報の提供

計画作成を依頼

計画作成後、計画の原本を提出

計画情報の提供



第4章 市における避難支援体制

要支援者の支援体制を強化することを目的に、調布市地域防災計画等に基づき、平時から庁内の関係部署や庁外の関係機関との連携・協力を図り、災害時に要支援者の情報共有や避難誘導、支援等を適切に行うため、以下の体制を整備します。

1 庁内体制の整備

(1) 要支援者に係る庁内体制の整備

福祉総務課、高齢者支援室(高齢福祉担当)、障害福祉課において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、平時から横断的な連携を図りながら要支援者への避難支援体制を整備します。

特に、要支援者の支援においては、平時から庁内の組織横断的な連携による検討や調整が必要です。このため、「避難行動要支援者検討会」を設置し、平時から要支援者支援に関する情報共有や各種調整を行います。また、この検討会を通して、要支援者支援に関する事業の進捗状況や課題を庁内関係部署で共有し、国・東京都の動向や市の防災施策等とあわせ、必要な対応を検討します。

また、災害時に災害対策本部に設置される「災害対策福祉健康部」に、「避難行動要支援者支援班」を設置し、要支援者支援に特化した各種対応を行います。

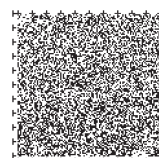
(2) 要支援者情報の共有

災害時に要支援者に対して適切な対応を行うためには、平時からの情報を共有し、状況を把握しておく必要があります。そのため、福祉総務課、高齢者支援室(高齢福祉担当)、障害福祉課において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づく要支援者情報を管理・参照するなど、市が把握している要支援者情報の整理とともに、災害時に備えた情報共有体制の整備を図ります。

(3) 関係機関等との連携

災害時は市全体が大きく混乱することが想定されることから、市や消防、地域の組織などが単独で要支援者の対応にあたることは困難であり、それぞれが連携し、力を発揮していくことが必要です。そのため、平時から、災害時に備えた関係機関の連携体制を図ります。

また、地域の組織や福祉関係団体等との意見交換により、要支援者支援に関する状況や課題を共有するなど共助の体制の推進を図ります。



2 平時からの取組

(1) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

避難支援等関係者となりうる市民, 又は, 要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して, パンフレット, 小冊子等を配付するなど, 広報の充実を図るとともに, 地域の防災訓練等への参加を呼びかけ, 災害に対する啓発活動に努めます。

(2) 平時の要支援者に関する情報の把握・共有及び避難誘導體制の整備

要支援者を適切に避難誘導し, 安否確認を行うため, 地域住民, 防災市民組織, 障害者団体等の協力を得ながら, 平時より要支援者に関する情報の把握・共有及び避難誘導體制の整備を図ります。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への提供

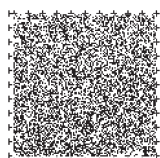
庁内の関係部署から情報を集約し, 避難行動要支援者名簿を作成します。また, 災害の発生に備え, 名簿情報の提供について, 本人の同意が得られた場合には, 避難支援等関係者に対して, 事前に提供します。

(4) 個別避難計画の作成推進

避難行動要支援者名簿の情報をもとに, 本人の同意に基づき, 避難支援等を実施するための「個別避難計画」の作成を推進します。推進に当たり, 要支援者本人の状況等をよく把握し, 信頼関係も期待できる福祉専門職の参画や避難を支援する者の確保を推進するとともに, 個別避難計画に関する情報の漏えい防止の周知徹底等に取り組めます。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

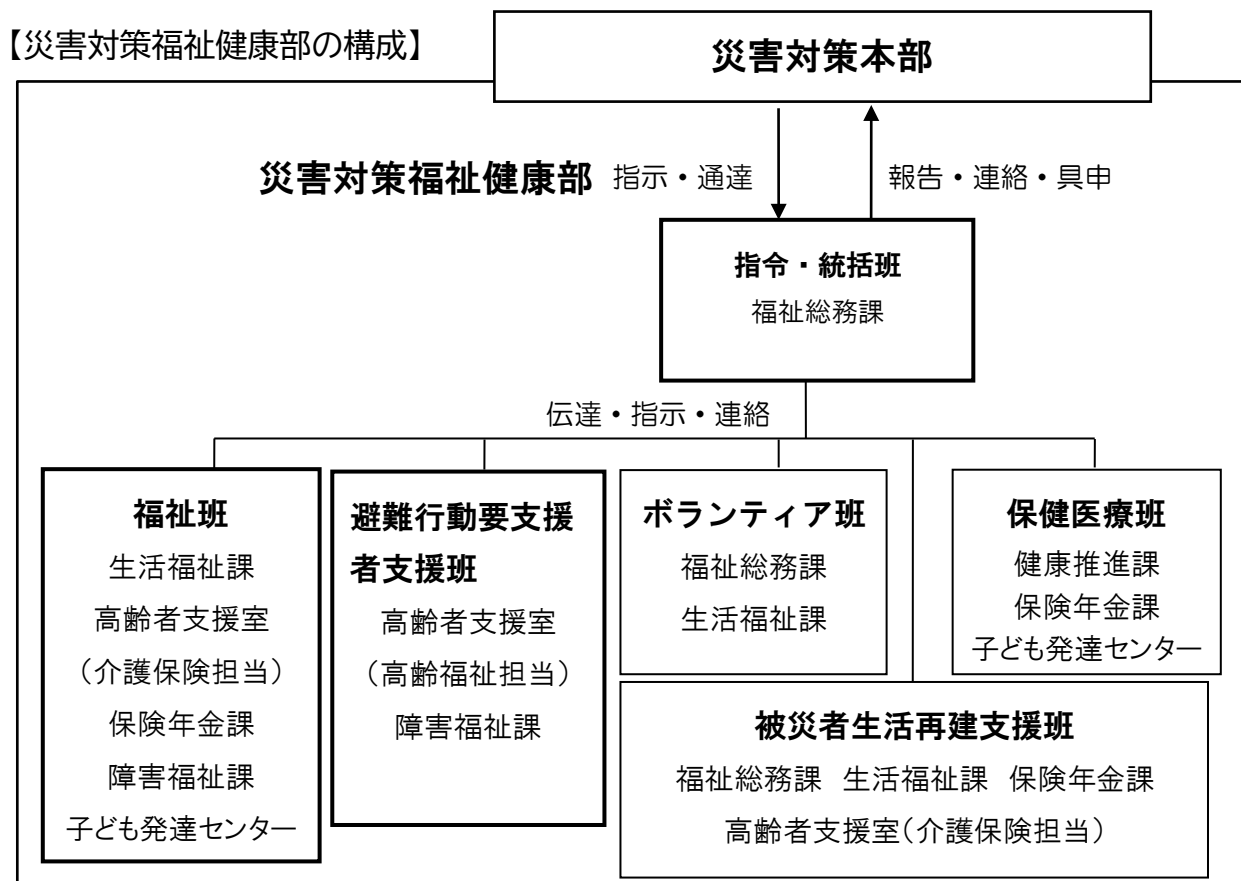
要支援者及び避難支援等関係者に対して, 災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと, また, 避難支援等関係者は, 法的な責任や義務を負うものではなく, 助けられない可能性もあることについて周知し, 理解を得るよう努めます。



3 災害時の取組

(1) 災害対策福祉健康部における主な要支援者支援の取組

調布市地域防災計画に基づき、災害時には「災害対策福祉健康部」が次のとおり組織され、福祉保健分野の対応を行います。「災害対策福祉健康部」における主な要支援者支援の取組については、次のとおりです。



ア 指令・統括班

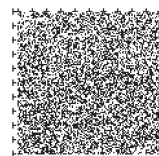
指令・統括班は、災害対策福祉健康部を統括し、情報収集、報告、指示、命令等に関することを担当します。各班の人員体制の状況や対応の進捗を把握し、災害対策本部からの調整に基づく各課への指示、実行調整を行います。

イ 避難行動要支援者支援班

避難行動要支援者支援班は、要支援者の避難誘導・安否確認・避難状況の把握及び支援、避難所との連携・情報共有等に関することを担当します。

【避難誘導・安否確認・避難状況の把握及び支援】

避難行動要支援者支援班は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の要支援者情報を参照し、災害時の状況に応じて指令・統括班との連絡を密にし、要支援者の



安否確認、避難状況の把握を行います。また、地域の支援組織や関係機関と連携し、情報収集等を行い、迅速に安否確認等を進め、必要な支援につなげていきます。

【避難所との連携・情報共有】

避難行動要支援者支援班は、災害発生後に避難所が開設された場合、福祉班等と連携のうえ、避難所内の要支援者の状況を把握し、必要な対応を指令・統括班に報告します。

また、避難所を通じて寄せられた安否確認情報等を取りまとめ、要支援者への対応を行うとともに、逐次状況を指令・統括班に報告します。

避難所に避難せず、自宅で待機している要支援者(在宅避難者)に対し、必要とする情報の収集・提供等を行います。

ウ 福祉班

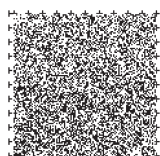
福祉班は、指令・統括班の指示のもとに、福祉避難所の開設及び運営に関することを担当します。

【福祉避難所の開設及び運営】

災害時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦などの要配慮者を受入れるため、耐震、耐火構造を備えた市内の地域福祉センター等を福祉避難所として開設します。

震災発生直後は、小・中学校等の避難所での受入れのほか、福祉避難所においてもできるかぎり同時期の開設に向けて、受入態勢の調整を行うこととします。

風水害時の避難所の指定については、浸水想定区域以外の学校施設及び公共施設等を定めており、早期に開設する避難所を指定しています。受入れの際には、専用の相談窓口の設置や専用スペースを設けるなど、要配慮者に配慮した支援を充実させます。



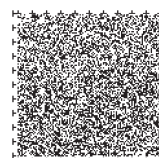
(2) 避難のための情報伝達

災害発生から72時間(3日間)は、人命救助の観点からも避難誘導や安否確認などを迅速かつ的確に行う必要があります。そのため、市は、避難指示や避難場所等、安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、要支援者の特性に応じた情報伝達手段に配慮します。

情報伝達手段としては、防災行政無線(同報系)、公式ホームページ、調布市防災安全・安心メール、広報車、ケーブルテレビ、調布FM、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、デジタルサイネージ(電子掲示板)、紙、掲示板、看板等を活用します。

避難情報の一覧

警戒レベル	避難情報	とるべき避難行動
3	高齢者等避難	<u>避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、危険な場所から避難します。</u> 
4	避難指示	危険な場所から<u>全員</u>避難します。 
5	緊急安全確保	<u>すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。</u> ただちに安全を確保する行動(高所避難・近傍の堅固な建物への退避等)をとります。 



第5章 地域における避難支援体制

1 平時からの取組

要支援者に対する支援は、地域の共助の力が重要となることから、防災市民組織や自治会、民生委員・児童委員等の地域における避難支援等関係者と市が連携し、主に(1)から(5)までに掲げる地域の取組を通じて避難支援体制の整備を推進します。

(1) 地域内での防災意識の啓発や危険箇所等の点検・整備

ア 災害リスクや避難所や避難経路の確認

日頃から、住んでいる地域の災害リスクや避難所、避難経路などを確認し、地域の中で共有します。地震に備える場合は「調布市防災マップ」、風水害に備える場合は「調布市洪水ハザードマップ」や「内水ハザードマップ」を参照します。

イ 要支援者への配慮

普段から地域で地震時や風水害時の避難所等の確認をとり、話し合います。

ウ 災害に関する情報の確認

日頃から、地震や風水害に備えて「調布市防災・安全情報メール」(調布市内の震度3以上の地震情報や気象情報、災害情報、国民保護情報などを配信)などを活用します。

また、風水害の場合は、ある程度事前に災害に備えることが可能なことから、梅雨期や台風シーズン等、洪水が起こりやすい時期には、テレビ・ラジオ・新聞等の天気予報に注意し、天気の移り変わりに気をつけるよう、地域内で呼びかけます。

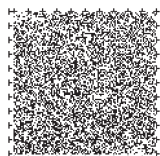
エ 家庭備蓄と非常持出品の準備

地震や風水害に備えて、普段から3日分の食糧・水・簡易トイレ等の家庭備蓄品や非常持出品を準備しておくよう、地域内で呼びかけます。

オ 地域内の点検・整備

地震への備えとして、狭い道路や老朽化した空き家、倒壊しそうな建物など、発災時に危険になりそうな場所や、避難の妨げになりそうな箇所を確認します。

また、風水害への備えとして、各自の家の周りに吹き飛ばされそうなものがないか、雨戸や雨どいなどは傷んでいないか確認します。さらに、道路冠水の原因になるため、周辺道路の雨水ます・L型側溝の上に車乗り入れブロックなどがいないか、雨水ますの取水口が落ち葉やごみで詰まっていないか確認します。



(2) 地域全体での見守りの推進

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域住民や関係機関・協力団体などによる地域全体での見守りを推進します。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供を受けた地域の体制づくり

避難支援等関係者は、事前に市から避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難誘導や安否確認等の避難支援体制の整備を進めます。

※ 避難行動要支援者名簿の取組については、「第2章 避難行動要支援者名簿の作成と活用」も参照

(4) 個別避難計画作成の支援・協力

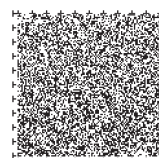
地域の医療、介護、障害に係る福祉専門職や地域関係者など、個別避難計画の作成に関わる関係者は、市と連携して個別避難計画の作成に取り組みます。

※ 個別避難計画の取組については、「第3章 個別避難計画の作成と活用」も参照

(5) 避難訓練を通じた支援体制の強化

避難支援体制の整備が進んだ段階で、要支援者の支援を想定した避難訓練を行います。避難訓練では、個別避難計画等で事前に想定している避難支援方法の実践として、要支援者本人や家族と避難支援等実施者による情報伝達や安否確認、自宅から避難所までの避難誘導等を行います。

特に、災害時に有効な支援を行うためには、災害を想定したうえで実際の動き方をシミュレーションすることや、問題点・課題などを抽出し、対策を講じておくことが重要です。また、訓練前に行う事前の準備(打ち合わせなど)も、支援内容を検証するうえで役立ちます。あわせて、避難訓練を通じて、避難支援等実施者と要支援者が交流し、理解を深めることなども避難支援体制の強化につながります。



避難場所(震災時)



「一時集合場所(いつときしゅうごうばしょ)」

避難所へ避難する前に、近隣の住民が一時的に集合して安否確認や情報交換・避難の判断、避難する際の集団形成等をする場所をいいます。集合した人々の安全が確保されるスペースを有する地域住民の生活圏と結びついた公園、農地、空地等の空閑地等をいいます。場所の指定に関しては、地域の実情を考慮し、近隣住民・自治会など各々で決めることとします。

「広域避難場所」

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいいます。

市内では、都立神代植物公園、多摩川河川敷などが指定されています。

「避難所」

大地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の公共施設をいいます。市内では、市立小中学校・都立高校が指定されています。

「福祉避難所」

避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難場所をいいます。

「一時収容可能施設」

駅周辺に帰宅困難者が滞留した場合、避難所の収容者数が受入可能人数を上回った場合、避難所等への避難路が火災等によって通行不能となった場合等に活用を見込む施設です。

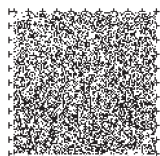
避難場所(風水害時)



風水害時の避難所は、地震発生時の避難所とは異なります。

市内を流れる河川の浸水想定地域以外の学校施設及び公共施設を避難所として指定しています。

※「調布市洪水ハザードマップ」において、浸水の可能性がある地域について浸水状況の目安を示しています。



2 災害時の取組

(1) 要支援者の安否確認, 避難支援等

避難支援等関係者は, 要支援者の安否確認や避難所への移動等に必要な支援を行います。

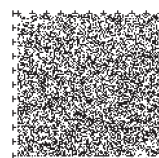
その際, 市は, 災害対策基本法第49条の11及び第49条の15に基づき, 災害から要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは, その同意の有無に関わらず, 避難支援等の実施に必要な限度で, 避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供します。

災害時の取組(例)

- 要支援者への避難情報などの伝達
- 要支援者の安否確認
- 要支援者に対する避難誘導

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は, 本人又はその家族等が生命, 身体の安全を確保したうえで, 可能な範囲で要支援者に対する支援を行うものとします。



第 6 章 計画の推進

1 推進体制

避難支援プランを推進していくためには、自助、共助、公助におけるそれぞれの主体が連携し、一体となって取り組んでいく必要があります。

(1) 自助の取組

災害時に、市民一人ひとりが自分の身を守ることができるよう、平時から準備や心構えをしておきます。

例：個別避難計画の作成、避難所や避難経路の確認、災害に関する情報の確認、救急医療情報キットの作成 など

(2) 共助の取組

日頃から地域における防災体制を整備し、災害時の避難支援に備えます。

例：避難訓練の実施、避難行動要支援者名簿の提供に係る協定の締結、福祉専門職による個別避難計画作成の協力支援 など

(3) 公助の取組

市、消防、警察が連携することで、要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行います。

例：避難行動要支援者名簿の作成・提供、個別避難計画の作成推進 など

2 周知・啓発

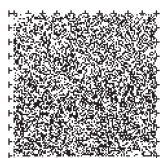
要支援者の支援に当たっては、要支援者本人、避難支援等関係者、避難支援等実施者が避難支援プランの内容について共通の理解をもつことが重要です。

そのため、市報や市ホームページ等を通じて、避難支援プランの取組を広く市民に周知し、普及啓発に努めます。

3 計画の見直し

今後も社会情勢の変化や気候変動等に伴い、災害対策基本法の改正や、地域防災計画の修正等が見込まれます。

そのため、避難支援プランにおいても適宜見直しを行うことで、関係法令や上位計画との整合を図ります。





(1ページ目:表紙・同意確認書)

調 布 市
個 別 避 難 計 画

○この計画は、原則として避難行動要支援者本人やその家族等が中心となって、本人の意向を踏まえながら、避難支援を行う関係者と一緒に作成するものです。

○避難支援等実施者などの避難を支援する関係者の氏名、住所等の情報の記載に当たっては、これらの情報が関係者間で共有されることについて、必ず関係者からの同意を得たうえで記載してください。

○個別避難計画情報の提供を受けた支援者等は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底してください。また、個別避難計画については、本人、支援者等の責任において、適切に管理・保管をしてください。

○災害対策基本法第49条の15の規定に基づき、この個別避難計画の情報は、災害に備え、平時から計画作成や避難支援を行う関係者と共有します。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援を行う関係者、消防、警察、自衛隊等の救出救助機関、避難所運営を行う市職員その他の者に対し、この個別避難計画の情報を共有します。

○災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（調布警察署・調布消防署・民生委員・市と協定締結をした自治会等）に、平時から市が保有する避難行動要支援者名簿の情報（氏名・住所・生年月日・性別・世帯主名・支援を必要とする事由等）を提供します。

○この計画は、災害時に避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を行う関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を確認及び理解のうえ、以下の2点について同意します。

- ・ 個別避難計画を作成(更新)すること。
- ・ 個別避難計画及び避難行動要支援者名簿の情報を提供すること。



(2ページ目:「基本事項」の記入ページ)

※ **太枠** は必須記入項目です。その他は本人の状況に応じて記入してください。計画作成日 年 月 日**1 基本事項**

フリガナ		年齢	歳	生年	年
氏名		性別		月日	月 日
住所	調布市				
心身の状況	☐ 身体障害者手帳() ☐ 愛の手帳 () ☐ 介護認定 () ☐ その他 () ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ()				

連絡先	☐ 電話		住居の種別	☐ 一戸建て⇒主に()階で生活
	☐ FAX			☐ アパート・マンション
	☐ メール			⇒()階建ての()階に居住

世帯	☐ 一人暮らし ☐ 同居人がいる ☐ 同居人はいるが、日中は一人である
----	--

緊急時の連絡先(家族等)①	フリガナ		連絡先	☐ 電話	
	氏名			☐ FAX	
	本人との関係	☐ 子 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()		☐ メール	
	住所	☐ 同居 ※別居の場合のみ記入 ☐ 別居 ⇒			

緊急時の連絡先(家族等)②	フリガナ		連絡先	☐ 電話	
	氏名			☐ FAX	
	本人との関係	☐ 子 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()		☐ メール	
	住所	☐ 同居 ※別居の場合のみ記入 ☐ 別居 ⇒			

担当のケアマネジャー・相談支援専門員・かかりつけ医療機関等があれば、記入をお願い致します

担当のケアマネジャー・相談支援専門員等	事業所名				
	フリガナ		連絡先	☐ 電話	
	担当者名			☐ FAX	
				☐ メール	
☐ ケアマネジャー ☐ 相談支援専門員 ☐ その他()					

治療中の病気・原疾患		食物アレルギー	☐ 無 ☐ 有 (内容を下に記入してください)
------------	--	---------	---

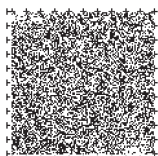
通学先・通所先・勤務先	(名称)		かかりつけ医療機関	(名称)	
	(所在地)			(所在地)	
	(電話番号)			(電話番号)	

使用薬	☐ 有⇒ お薬手帳のコピーなど、服薬の状況がわかるものを別紙に添付してください ☐ 無	使ってはいけな薬	
-----	---	----------	--

避難時の留意事項	移動に関して			
	☐ 自力で移動可能 ☐ 家族で対応可能 ☐ 周囲の介助・手助けが必要			
	要する用具など			
	☐ 車椅子 ☐ 杖又は歩行器		☐ 担架(ストレッチャー)	
	☐ 補聴器 ☐ 手を引いて移動		☐ その他()	
	医療処置等			
☐ 吸引器利用(頻度:)		☐ 人工呼吸器利用(NPPV・TPPV)		
☐ 在宅酸素(頻度:)		☐ 透析(腹膜・血液)		
(その他留意すべき点がございましたらご記入ください。書ききれない場合、必要に応じて別紙を添付してください)				

情報伝達の留意事項	(筆談、認知症の有無など、コミュニケーション時の留意点がありましたらご記入ください)
-----------	--

この計画と一緒に、お薬手帳やヘルプカードなど、必要な支援が分かるものを保管しておきましょう



(3ページ目:「地震の避難計画」の記入ページ)

2 地震の避難計画

(1)地震の安否確認者

- ☐ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ

⇒安否確認者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール ()
氏名			
本人との関係	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 地域の支援者 ☐ その他 ()	
住所			

※避難支援を行う関係者へ提供されるため、同意が得られた方のみ記載してください

(2)地震の安否確認方法

- ☐ 直接見に行く ☐ 災害用伝言ダイヤル ☐ 災害用伝言板
☐ その他 ()

(3)地震の避難先

	在宅避難※	避難所(福祉避難所含む)	その他(親戚宅等)
避難順位			
避難先名称			

※在宅避難する方は、お近くの避難所にて避難者としての登録をして、支援を受けてください。

※大地震が起きた際、自宅で安全に過ごせるかの判断(例)…以下に当てはまるほど過ごせる可能性が高い

- ・水や食糧などの備えが十分にある
- ・自宅が新しい耐震基準で建っている(昭和56年6月1日以降)、又は頑丈な造り(鉄筋住宅など)
- ・近隣に倒壊・火災などが起きやすい建物や崖などがない

(4)地震の避難支援等実施者①

- ☐ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ
☐ 地震の安否確認者と同じ

⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール ()
氏名			
本人との関係	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 地域の支援者 ☐ その他 ()	
住所			

地震の避難支援等実施者②

- ☐ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ
☐ 地震の安否確認者と同じ

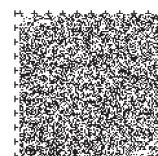
⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール ()
氏名			
本人との関係	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 地域の支援者 ☐ その他 ()	
住所			

※ 避難支援を行う関係者へ提供されるため、同意が得られた方のみ記載してください

(5)地震の避難時の移動方法・留意点など

移動方法	☐ 徒歩 ☐ その他 ()
避難経路	
地震避難での留意点	



3 風水害の避難計画**(1) 風水害の避難先**

	在宅避難※	避難所(福祉避難所含む)	その他(親戚宅等)
避難順位			
避難先名称			

※在宅避難する方は、お近くの避難所にて避難者としての登録をして、支援を受けてください。

※大雨や台風が起きた際、自宅で安全に過ごせるかの判断(例)…以下に当てはまるほど過ごせる可能性が高い

- ・自宅がハザードマップ上で色が塗られていない。かつ周りと比べ土地が低くなく、周りに崖もない
- ・自宅がハザードマップ上で色が塗られているが、3階建て(以上)で、水や食糧などの備えが十分

(2) 風水害の避難支援等実施者①

- ☐ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ
☐ 地震の安否確認者と同じ
☐ 地震の避難支援等実施者と同じ

⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール ()
氏名			
本人との関係	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 地域の支援者 ☐ その他 ()	
住所			

風水害の避難支援等実施者②

- ☐ 緊急連絡先①と同じ
☐ 緊急連絡先②と同じ
☐ 地震の安否確認者と同じ
☐ 地震の避難支援等実施者と同じ

⇒避難支援等実施者の情報は記入不要

フリガナ		連絡先	☐ 電話 ☐ FAX ☐ メール ()
氏名			
本人との関係	☐ 同居していない家族・親族 ☐ 福祉・医療等の専門職 ()	☐ 地域の支援者 ☐ その他 ()	
住所			

※避難支援を行う関係者へ提供されるため、同意が得られた方のみ記載してください

(3) 風水害の避難時の移動方法・留意点など

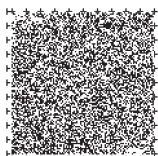
移動方法	☐ 徒歩 ☐ 電車 ☐ バス ☐ 自家用車 ☐ タクシー ☐ その他 ()
避難経路	
風水害避難での留意点	

【個別避難計画の管理について】

個別避難計画情報の提供を受けた支援者等は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。情報漏えいの防止及び秘密保持について、以下の点において徹底してください。

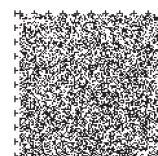
また、個別避難計画については、本人、支援者等の責任において、適切に管理・保管をしてください。

- ・関係者以外が閲覧できないよう、施錠可能な場所に保管する。
- ・秘密義務を守り、目的外の使用はしない。
- ・情報の取扱いに注意し、複写しない。
- ・不要となった個別避難計画は、市(担当課)に返却するか、シュレッダーで裁断処理するなどして、適切に破棄する。
- ・避難支援等実施者に想定されていた人が、何らかの理由で避難支援等実施者を外れる場合は、速やかに対象者本人に申し出る。

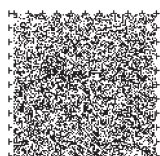


2 計画の策定経過

年月日	項目	内容
令和6年 5月27日	第1回調布市避難行動要支援者避難支援プラン改定検討会	(1) 年間スケジュール及び本検討会実施方針案について (2) 「庁内ヒアリング等調査」実施方針案について (3) 地域防災計画の改定スケジュール・骨子案及び避難支援プランとの整合について (4) 個別避難計画の作成における「作成の優先度」設定の基本的な考え方について (5) 個別避難計画の作成推進の体制について
7月19日	第1回調布市避難行動要支援者避難支援プラン庁内ヒアリング	(1) 避難支援プラン・個別避難計画について (2) 年間スケジュールについて (3) 「庁内ヒアリング等調査」実施方針案について (4) 関係団体との意見交換会について (5) 個別避難計画の作成における「作成の優先度」設定の基本的な考え方と対象者数の推計について (6) 個別避難計画の作成推進の体制について
8月28日	第2回調布市避難行動要支援者避難支援プラン改定検討会	(1) 第1回「庁内ヒアリング等調査」実施結果について (2) 個別避難計画作成の優先度の高い対象者の推計に関して (3) 意見交換会の実施方針について (4) 避難支援プラン改定の基本方針について (5) 調布市版個別避難計画の様式について
9月25日 ～10月8日	第1回当事者団体との意見交換会	(1) 近年の大災害ではどのような状況になったか、またどの様に対応したか (2) 災害時に備えて現在取り組んでいること、又は今後取り組みようとしていること (3) 災害への備えに関する不安・疑問や今後の意向
10月28日 ～11月18日	第1回支援者団体との意見交換会	(1) 要支援者やそのご家族との普段の関わり方(ケアプラン等の作成・更新方法、訪問や通所の頻度 等)について (2) 近年の大災害等ではどのような状況になったか、またどの様に対応したか (3) 個別避難計画の作成推進に関して
11月22日	第3回調布市避難行動要支援者避難支援プラン改定検討会	(1) 関係団体等との意見交換会の実施結果について (2) 避難支援プラン改定の骨子案について (3) 庁内の役割分担について (4) 個別避難計画作成の優先度設定について



年月日	項目	内容
12月4日	第2回支援者団体との意見交換会	(1) 個別避難計画作成の優先度について (2) 個別避難計画の主な作成主体について (3) 個別避難計画作成の推進における基本的な方針について (4) 個別避難計画の避難支援の実施者について (5) 個別避難計画の様式について
12月20日 ～令和7年 1月21日	パブリック・コメント	市報, 市のホームページ及び公共施設にて公開
1月26日	避難支援連絡会	(1) 現行の避難支援プランについて (2) 避難支援プランの改定について (3) 避難支援プランに対する御意見等について
2月3日 ～2月14日	第2回当事者団体との意見交換会	(1) 「個別避難計画作成の基本的な流れ」に関して (2) 「個別避難計画作成の様式」に関して (3) 本計画(素案)に対する疑問や今後の意向
2月4日 ～2月19日	第3回支援者団体との意見交換会	(1) 「個別避難計画作成の基本的な流れ」に関して (2) 「個別避難計画作成の様式」に関して (3) 本計画(素案)に対する疑問や今後の意向
2月13日	第2回調布市避難行動要支援者避難支援プラン庁内ヒアリング	(1) 関係団体等との意見交換会の実施結果について (2) 避難支援プラン改定案及びパブリック・コメント結果について (3) 避難支援プラン改定案 概要版の作成方針について (4) 庁内の体制及び役割分担について
2月21日	第4回調布市避難行動要支援者避難支援プラン改定検討会	(1) 関係団体等との意見交換会の実施結果について (2) 避難支援プラン改定案及びパブリック・コメント結果について (3) 避難支援プラン改定案 概要版の作成方針について (4) 庁内の体制及び役割分担について



3 避難行動要支援者に関する根拠法令

(1) 避難行動要支援者名簿の作成の義務化(平成25年)に関する法令

東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

--「災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)による改正後の災害対策基本法」(抜粋)-----

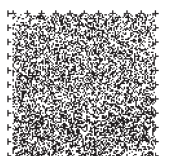
(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有



に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

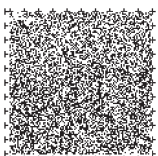
(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 個別避難計画の作成の努力義務化(令和3年)に関する法令

令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正(令和3年法律第30号)により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

--「災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号)による改正後の災害対策基本法」(抜粋)-----

(個別避難計画の作成)

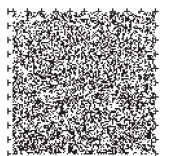
第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項



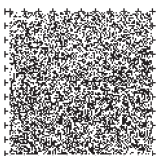
三 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 4 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。



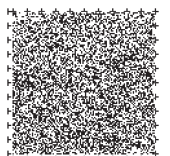
（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

※内閣府「防災情報のページ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ」を参考



4 避難所（震災時等指定避難所）一覧表

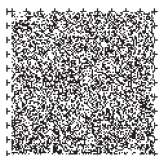
自宅に居住できなくなった被災者を一時的に受け入れ、保護するための避難場所

	施設名	所在地	床面積(㎡)		収容人員(人)			給食施設
			体育館のみ	校舎を含めたもの	一時	長期	感染症考慮時	
1	第一小学校	小島町 1-8-1	834	4,276	3,488	1,744	417	有
2	第二小学校	国領町 4-19-1	690	2,658	3,176	1,588	390	有
3	第三小学校	上石原 2-19-13	648	3,023	3,592	1,796	446	有
4	八雲台小学校	八雲台 1-1-1	677	3,239	3,848	1,924	478	有
5	富士見台小学校	小島町 3-20-1	660	2,860	3,416	1,708	425	有
6	滝坂小学校	東つつじヶ丘 1-4-1	667	2,218	2,644	1,232	328	有
7	深大寺小学校	深大寺元町 5-16-21	695	2,388	2,836	1,418	350	有
8	上ノ原小学校	柴崎 2-26-1	663	3,333	3,956	1,978	493	有
9	石原小学校	富士見町 1-37-1	722	2,598	3,104	1,552	383	有
10	若葉小学校	若葉町 3-17-5	669	2,637	3,104	1,552	381	有
11	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2-16-1	638	2,099	2,504	1,252	485	有
12	染地小学校	染地 3-1-81	683	2,884	3,420	1,710	202	有
13	北ノ台小学校	深大寺北町 2-41-1	677	3,242	3,844	1,922	304	有
14	多摩川小学校	多摩川 3-21-1	644	2,857	3,400	1,700	487	有
15	杉森小学校	染地 2-25-4	1,219	3,183	3,808	1,904	418	有
16	飛田給小学校	飛田給 3-29-1	682	2,260	2,700	1,350	426	有
17	柏野小学校	深大寺南町 1-1-1	774	2,914	3,468	1,734	325	有
18	国領小学校	国領町 8-1-55	1,169	3,343	4,008	2,004	420	有
19	布田小学校	染地 1-1-85	1,211	2,644	3,168	1,584	485	有
20	調和小学校	西つつじヶ丘 4-22-6	1,184	3,192	3,956	1,978	364	有
21	調布中学校	富士見町 4-17-1	2,033	4,318	5,160	2,580	524	無
22	神代中学校	佐須町 5-26-1	2,107	5,355	6,392	3,196	775	無
23	第三中学校	染地 3-2-7	2,539	7,277	5,680	2,840	599	無
24	第四中学校	若葉町 3-15-1	856	2,968	3,552	1,776	344	無
25	第五中学校	上石原 3-27-1	1,620	4,334	5,172	2,586	599	無
26	第六中学校	国領町 3-8-23	821	1,947	2,324	1,162	264	無
27	第七中学校	八雲台 2-16-1	813	1,963	2,348	1,174	275	無
28	第八中学校	仙川町 2-15-2	866	2,116	2,540	1,270	300	無
29	大町スポーツ施設	菊野台 3-27-40	669	755	908	454	89	無
市施設収容人数小計					101,516	50,758	11,776	-
30	都立神代高校	若葉町 1-46-1	780	-	944	472		無
31	都立調布南高校	多摩川 6-2-1	1,047	-	1,268	634		無
32	都立調布北高校	深大寺北町 5-39-1	1,732	-	2,098	1,049		無
都施設収容人数合計					4,310	2,155	0	-
合計					105,826	52,913	11,776	-

※ 都立高校3校は、発災時から帰宅困難者用の一時収容施設及び帰宅支援ステーションとして開設します。

※ 避難所収容人員は体育館及び校舎（都立高校を除く）の利用を想定し、一時は概ね3.3㎡当りに4人、長期は2人、感染症考慮時は、使用可能教室を含めた面積をもとに概ね4㎡当りに1人、通路を1mと定めています。

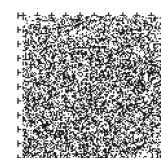
※ 建物の構造は全て鉄筋コンクリート（RC造）



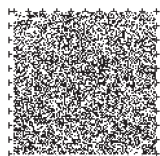
5 福祉避難所（二次避難所・震災時指定避難所）

一般の避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難場所

No.	施設名	所在地	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
1	金子地域福祉センター	西つつじヶ丘 4-43-3	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	90	有	○
2	西部地域福祉センター	上石原 2-15-6	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	55	有	○
3	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘 3-58-2	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	84	有	○
4	染地地域福祉センター	染地 3-3-1	鉄筋コンクリート 2階建（1階部分）	和室・洋室・ ボランティア室	63	有	○
5	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘 2-18-49	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	75	有	○
6	菊野台地域福祉センター	菊野台 1-38-1	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	69	有	○
7	富士見地域福祉センター	富士見町 4-15-6	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	62	有	○
8	下石原地域福祉センター	下石原 3-72-1	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	63	有	○
9	入間地域福祉センター	入間町 1-13-2	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室 身障者トイレ	125	有	○
10	深大寺地域福祉センター	深大寺北町 2-40-1	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ ボランティア室 身障者トイレ	69	有	○
11	子ども発達センター	西町 290-49	鉄筋コンクリート 4階建	幼児用トイレ, 身障者トイレ, 和室, 洋室	100	有	
12	希望の家	富士見町 2-16-33	鉄筋コンクリート 2階建	会議室・障害者 トイレ 作業室・食堂	40	無	
13	希望の家分場	入間町 1-13-2	鉄筋コンクリート 2階建	作業室・障害者 トイレ	30	無	
14	子ども家庭支援センター すこやか	国領町 3-1-38 コスカエア 2階	鉄筋コンクリート 3階建（2階部分一部）	地域開放スペース	300	有	

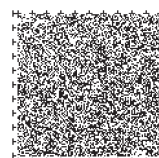


No.	施設名	所在地	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
15	身体障害者施設 デイセンター まなびや	西町 290-47	鉄筋コンクリート	地域交流室	50	有	
16	知的障害者施設 なごみ	西町 290-4	鉄筋コンクリート	地域交流室	72	有	
17	知的障害者施設 そよかぜ	西町 290-4	鉄筋コンクリート	地域交流室	41	無	
18	知的障害者施設 すまいる	西町 290-4	鉄筋コンクリート	地域交流室	41	無	
19	民間協定施設 特別養護老人ホーム かしわ園	国領町 8-4-6	鉄筋コンクリート		22	無	
20	民間協定施設 至誠ホーム 調布若葉ケアセンター	若葉町 3-1-5	木造耐火		50	有	
21	民間協定施設 特別養護老人ホーム ときわぎ国領	国領町 8-2-65	鉄筋コンクリート	地域交流スペース	50	無	
22	東京都立調布特別支援学校	調布ヶ丘 1-1-2	鉄筋コンクリート		30	有	
23	旭出調布福祉作業所	小島町 3-26-1	鉄筋コンクリート	2階食堂	40	有	
24	民間協定施設 特別養護老人ホーム らくえん深大寺	佐須町 1-26-1	鉄筋コンクリート	交流ホール	30	有	
25	民間協定施設 特別養護老人ホーム 調布八雲苑	八雲台 1-5-5	鉄筋コンクリート	介護者教室・機能回復訓練室・作業訓練室	40	有	
26	民間協定施設 小規模特別養護老人ホーム 神代の杜	深大寺北町 3-31-1	鉄筋コンクリート	会議室	16	有	
27	民間協定施設 特別養護老人ホーム ちょうふ花園	調布市下石原 3-44-1	鉄筋コンクリート	デイサービス室	20	有	
28	民間協定施設 特別養護老人ホーム ちょうふの里	調布市西町 290-5	鉄筋コンクリート	エントランスホール・ダイニングルーム	162	有	
29	こころの健康支援センター	調布市布田 5-46-1	鉄筋コンクリート	健康活動室	70	有	



No.	施設名	所在地	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
30	民間協定施設 特別養護老人 ホーム爽爽荘	調布市飛田 給 3-37-1	鉄筋コンク リート	地域交流スペ ース ダイルーム・面 談室	70	有	
31	民間協定施設 特別養護老人 ホーム 仙川くぬぎ園	調布市入間 町 2-28-33	鉄筋コンク リート	地域交流スペ ース	20	有	
32	民間協定施設 障害福祉サー ビス事業所シ ンフォニー	調布市小島 町 2-55-4	鉄筋コンク リート	多目的スペース	15	有	
33	民間協定施設 自立支援教室 KiZuNa（キズ ナ）調布教室	調布市布田 6-25-8	鉄筋コンク リート	運動スペース	25	有	
34	公益財団法人 調布ゆうあい 福祉公社	調布市国領 町 3-8-1	鉄筋コンク リート		57	有	
35	民間協定施設 自立支援教室 Kizuna 柴崎駅 前教室	調布市菊野 台 1-5-1 倉田ビル 2F	鉄筋コンク リート	運動スペース	30	無	
36	民間協定施設 障害福祉サー ビス事業所 爽爽苑	調布市上石 原 3-7-8 ※震災時のみ	鉄筋コンク リート		20	有	
一時収容人員（計）					2,196		

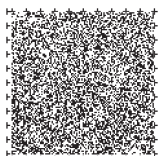
※ 布田老人憩いの家については、木造建物であることから、地域防災計画上では、収容施設として表示しません。



6 風水害時避難所（風水害時指定避難所）

自宅に居住できなくなった被災者を一時的に受け入れ、保護するための避難場所

No.	区分	避難場所	住 所	収容人員			災害種別ごとの開設予定避難所				
				一時	長期	感染症 考慮時	洪水 (多摩川)	洪水 (野川)	洪水 (仙川)	洪水 (入間川)	土砂 災害
1	一次避難所 (公共施設)	第一小学校	小島町 1-8-1	3,488	1,744	417	○				
2		第二小学校	国領町 4-19-1	3,176	1,588	390	○				
3		第三小学校	上石原 2-19-13	3,592	1,796	446	○				
4		八雲台小学校	八雲台 1-1-1	3,848	1,924	478	○	○			
5		富士見台小学校 ※1	小島町 3-20-1	3,416	1,708	425	○				
6		滝坂小学校	東つつじヶ丘 1-4-1	2,644	1,322	328	○			○	
7		深大寺小学校	深大寺元町 5-16-21	2,836	1,418	350	○	○			
8		上ノ原小学校	柴崎 2-26-1	3,956	1,978	493	○			○	
9		石原小学校	富士見町 1-37-1	3,104	1,552	383	○	○			
10		緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2-16-1	2,504	1,252	485	○		○		
11		北ノ台小学校	深大寺北町 2-41-1	3,844	1,922	304	○			○	
12		国領小学校	国領町 8-1-55	4,008	2,004	420	○	○			
13		調布中学校	富士見町 4-17-1	5,160	2,580	524	○	○			
14		神代中学校	佐須町 5-26-1	6,392	3,196	775	○	○			
15		第六中学校	国領町 3-8-23	2,324	1,162	264	○	○			
16		第八中学校	仙川町 2-15-2	2,540	1,270	300	○		○	○	
17		文化会館たづくり	小島町 2-33-1	1,000	500	369	○				
18		グリーンホール	小島町 2-47-1	1,500	750	742	○				
19		西部地域福祉 センター	上石原 2-15-6	55	55	55	○※5				○
20		深大寺地域福祉 センター	深大寺北町 2-40-1	69	69	69	○※5				○
21		入間地域福祉 センター	入間町 1-13-2	125	125	125	○※5				○
収容人数小計				59,581	29,915	8,142					
22	(協定先)	N T T 中央研修 センター	入間町 1-44	576	-	-	○	○		○	
23		桐朋学園	若葉町 1-41-1	1,042	-	-	○		○	○	
24		武蔵野の森総合 スポーツプラザ	西町 290-11	220	-	-	○	○			
25		東京 都 パラ ス ポーツ トレー ニングセンター	西町 376-3	25	-	-	○	○			
26		電気通信大学	調布ヶ丘 1-5-1	392	-	-	○	○			
収容人数小計				2,255	-	-					
合計				61,836	29,915	8,142					



No.	区分	避難場所	住 所	収容人員			同時開設
				一時	長期	感染症 考慮時	
27	福祉避難所 (公共施設)	総合福祉センター※2※3	小島町 2-47-1	496	248	67	○
28		西調布体育館※2	上石原 2-4-1	624	346	95	○
29		西部地域福祉センター※2	上石原 2-15-6	55	55	55	○
30		子ども家庭支援センターすこやか※2※4	国領町 3-1-38 ココスクエア 2階	448	224	61	○
31		金子地域福祉センター	西つつじヶ丘 4-43-3	90	90	90	
32		調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘 3-58-2	84	84	84	
33		緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘 2-18-49	75	75	75	
34		菊野台地域福祉センター	菊野台 1-38-1	69	69	69	
35		富士見地域福祉センター	富士見町 4-15-6	62	62	62	
36		入間地域福祉センター	入間町 1-13-2	125	125	125	
37		深大寺地域福祉センター	深大寺北町 2-40-1	69	69	69	
38		希望の家	富士見町 2-16-33	40	40	40	
39	希望の家分場	入間町 1-13-2	30	30	30		
小計				2,267	1,517	922	

No.	区分	避難場所	住 所	収容人員			区分
				一時	長期	感染症 考慮時	
40	(協定先)	東京都立調布特別支援学校	調布ヶ丘 1-1-2	30	-	-	
41		調布福祉事業団 (なごみ・そよかぜ・すまいる・まなびや)	西町 290-4	204	-	-	
42		ちようふの里	西町 290-5	162	-	-	
43		調布ゆうあい福祉公社	国領町 3-8-1	57	-	-	
小計				453	-	-	
合計				2,720	1,517	922	

(注) 状況によっては開設しない場合があります。協定施設は一時収容を想定しています。

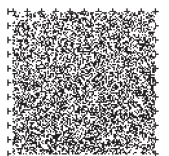
※1 富士見台小学校は浸水想定区域内のため人数の制限を行う場合があります。

※2 一次避難所と同時に開設予定です。その他の福祉避難所については、状況に応じて開設可否を判断します。

※3 主に体の不自由な方を受入れる避難所として開設します。

※4 主に乳幼児や妊産婦を受入れる避難所として開設します。

※5 福祉避難所として開設します。



7 風水害時の移動避難に関して

(1) 風水害時要配慮者専用の駐車場所

避難所	最寄りの駐車場（所在）	台数	備考
調布中学校	調布中学校（富士見町 4-17-1）	90	
北ノ台小学校	神代植物公園ドッグラン隣 （深大寺北町 2-2,2-5）	100	
西調布体育館	西調布体育館（上石原 2-4-1）	7	
武蔵野の森総合 スポーツプラザ	武蔵野の森総合スポーツプラザ （西町 290-11）	134	有料
東京都パラスポーツ トレーニングセンター	味の素スタジアム本体下駐車場 （西町 376-3）	330	有料
	味の素スタジアム北側駐車場 （西町 290-3）	440	有料

※避難所を開設した場合に駐車場の利用が可能になります

(2) 風水害時の車両自体の避難(駐車)場所一覧

駐車場の名称（所在）	台数	備考
調布基地跡地運動広場（西町 290-3）	200	
神代植物公園第一駐車場（深大寺北町 1-4）	288	有料

※備考欄「有料」は、駐車場の利用時間ごとに料金が発生します

(3) 車両避難

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、車両でしか避難できない者としてします。

避難の時間帯は、早めの時間帯での避難に限定(警戒レベル4避難指示が発令されるまでの間)します。

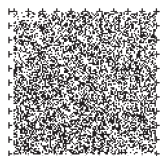
なお、車両での避難は避難する歩行者動線との交錯により危険であり、渋滞や道路冠水により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになることから、避難の原則は徒歩としています。

(4) 要配慮者等避難バス

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児連れ、妊産婦など、自力で避難所に行くことが困難な要配慮者とし、同伴者は1人まで同乗可能とします。

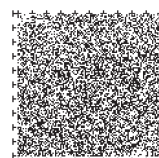
バスの運行時期は、「警戒レベル3高齢者等避難」発令時から、「警戒レベル4避難指示」発令前までとします。

なお、多摩川が氾濫した場合の浸水想定区域内の拠点施設(バス乗り場)に集まり、バスで所定の避難所まで運行します。



8 避難所標識

図記号	名称	説明
	広域避難場所	地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難をするための場所
	避難所	災害の危険性が無くなるまでの期間や災害により自宅に戻れない期間など、一時的に避難生活をするための場所
	風水害	台風や大雨などを原因として、河川の流量が増加することによって堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫
	土砂災害	地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちるたり、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象
	大規模な火事	地震などにより発生した火災で、地域全体が危険になるほど延焼拡大した火災





こういきひなんばしょ
広域避難場所
Evacuation site



ひなんじょ
避難所
Evacuation shelter



○ **風水害**
Wind and flood damage



○ **地震**
Earthquake



○ **土砂災害**
Landslide disaster


[調布市防災マップ](#)


[避難所開設状況](#)


[調布市洪水ハザードマップ](#)


調布市



ひなんじょ
避難所
Evacuation shelter



○ **風水害**
Wind and flood damage



○ **地震**
Earthquake



○ **土砂災害**
Landslide disaster


[調布市防災マップ](#)


[避難所開設状況](#)


[調布市洪水ハザードマップ](#)


調布市



ひなんじょ
避難所
Evacuation shelter



× **風水害**
Wind and water damage



○ **地震**
Earthquake



○ **土砂災害**
Landslide disaster



想定浸水深
Flood Water Depth (Projected)
この場所は多摩川が氾濫すると
3.0m浸水する可能性があります

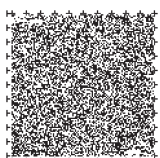

[避難所開設状況](#)


[調布市防災マップ](#)


[調布市洪水ハザードマップ](#)


調布市

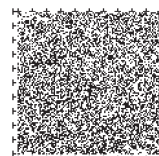
この避難所は風水害時の避難所としては開設しません



9 災害時における要配慮者の主な特徴等

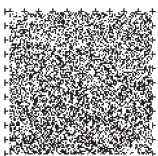
要配慮者はそれぞれの特徴があるため、その特徴を十分認識して対応する必要があります。東京都が定める要配慮者の特徴は、次のとおりです。

区分	避難行動の特徴	配慮したい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
寝たきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない。 危険情報を発信することが困難である。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい。 危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障害者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	音声により周辺の情報を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障害者 言語障害者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える音声による会話が困難である。	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動できず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機器を使用している場合は、「難病患者」「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照
内部障害者 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要。)や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 外見では分からない障害であることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。 薬やケア製品、電源を確保しておく。
精神障害者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある。	精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。 極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び支援者は服薬に関する情報(薬の名称や服薬のタイミング等)を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく。



区分	避難行動の特徴	配慮したい主な事項
知的障害者	異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。
重症心身障害児(者)	自力で行動することや危険認知も難しい。 コミュニケーションも困難な場合が多い。 常時使用する医療機器は電気を必要とし、酸素を必要とする人もいる。 ※重症心身障害児者の中には、人工呼吸器等の濃厚な医療を必要としながら生活する人もいれば、医療を必要としない人もいる。	人工呼吸器・吸引器・ネブライザー等常時使用する医療機器の予備電源や薬、多くのケア用品を携帯する必要がある。 車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 かかりつけ医、訪問看護ステーション、訪問介護事業所などの各支援事業との連絡体制を確立しておく。 医療や介護の情報、薬・ケア製品、電源を確保しておく。 本人からの意志表出をよくくみ取り、精神的に不安定にならないようにする。
乳幼児	感情を十分言語化できず、意思疎通がうまくできない。また、災害時には、疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子もいる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。
在宅人工呼吸器使用者(特に、24時間使用者)	素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬や衛生用品、ケア用品などを携帯する必要がある。	薬や衛生用品、ケア用品、電源など災害備蓄用品を確保しておく。 搬送が必要な場合に備え、家族、医療、介護等の支援者のみではなく近所の方や民生・児童委員、消防団、自主防災組織等、地域において複数の支援者を確保しておく。 在宅での対応が困難になった場合に備え、自家発電設備や非常用電源設備を保有している公共施設や民間協力施設を確認しておく。 体調が悪化した場合に備え、相談先(かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等)を区市町村の在宅人工呼吸器使用患者災害時支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておく。 災害発生時は、かかりつけではない医療機関に搬送されることもあるため、あらかじめ災害対応に必要な医療情報を整理しておく。 (「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」参照)。

※東京都福祉保健局「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針(区市町村向け) 令和4年1月改訂版」を参考



登録番号 (刊行物番号)
2024-233

調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）
(令和7年3月改定)

発行日 令和7年3月

発 行 調布市

編 集 調布市福祉健康部福祉総務課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL：042-481-7101

FAX：042-481-7058

